

## 令和6年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩

住 民 課 長	石 井 里 子	生 活 環 境 課 長	杉 本 篤
健 康 福 祉 課 長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課	藤 浪 京 子
建 設 課 長	横 山 和 則	産 業 振 興 課 長	熊 田 則 昭
上 下 水 道 課 長	加 藤 博 行	農 業 委 員 会 長	田 角 章
学 校 教 育 課 長	加 藤 啓 子	生 涯 学 習 課 長	高 瀬 敏 之

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	星 学	書 記	金 子 洋 子
書 記	奈 良 大 輔		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回那珂川町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（益子純恵） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、小川洋一議員及び2番、矢後紀夫議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から18日までの14日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（益子純恵） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願・陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出のあったものは、陳情2件であります。

これら陳情等の取扱いについては、議会運営委員会で審議いたしまして、議長預かり議員配付文書表のとおり議長預かりとし、一般文書扱いとして議員全員に写しを配付することといたしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合について報告します。

2月22日、南那須地区広域行政事務組合議会定例会が招集されました。定例会では令和6年度一般会計当初予算や消防手数料条例の一部改正など11議案が審議され、原案のとおり可決されました。令和6年度一般会計当初予算は、前年度比3,140万円減の24億8,570万円となりました。那珂川町の負担金の額は7億7,301万円であります。また、令和6年度広域行政事務組合病院事業会計予算は32億2,000万円となりました。

次に、全国町村議会議長会、町村議会特別表彰について報告いたします。

2月8日、全国町村議会議長会第75回定期総会が東京都のホテルルポール麹町で開催され、当町議会が町村議会特別表彰の受賞となり、表彰式に出席いたしました。町村議会特別表彰につきましても、当町のほか北海道芽室町議会、埼玉県寄居町議会が受賞いたしました。これも長年にわたり議会活動に積極的に取り組んできたことが評価されたもので、また、栃木県初の特別表彰の受賞となりましたことは、大変名誉なことであると思っております。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

2月22日、第3回議長会議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。議長会議に先立ち、議会議長研修会が行われ、町村議会の課題について全国町村議会議長会の赤松俊彦事務総長から地方行財政の課題、地方議会の現状、課題について講話がありました。議長会議では、令和6年度町村議会議長会事業計画案と予算案が審議され、原案のとおり可決されました。また、2月8日の全国町村議会議長会第75回総会表彰の伝達が行われ、町村議会特別表彰の伝達を受けました。また、町村議会広報表彰では、高根沢町議会が表彰されております。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

12月17日に、町民と議会との意見交換会を開催いたしました。若者の議会に対する関心を高めることや議員の成り手不足の解消などの課題の解決を目的に、対象の年齢を設けて開催いたしました。若い世代の議会に対する要望や意見を今後の議会改革の参考としていきたいと思っております。

1月7日、令和6年二十歳の祝いが小川総合福祉センターあじさいホールで開催されました。町議会議員も出席いたしまして、二十歳とられました皆さんを対象に議会改革を推進するに当たり若い人たちの声を伺うためのアンケート調査を実施いたしました。

最後に、12月定例会以降議長へ報告のあった各委員会の開催状況につきましては、配付した資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

総務産業常任委員会は、12月5日、令和6年1月30日の2回、教育民生常任委員会は12月6日、令和6年2月21日の2回委員会を開催いたしました。

議会運営委員会については一般質問の取扱いに関してや定例会、臨時会の運営協議のため、4回開催いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第74号の編集等のために3回開催され、2月10日に発行されました。

議会改革特別委員会については、本委員会は会議1回のほか第1小委員会は那須町議会の視察ほか3回、第2小委員会は1回開催いたしました。

以上、主な議会活動事項を申し述べまして、諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

○議長（益子純恵） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

令和6年第2回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本年1月に発生いたしました能登半島地震でお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。また、現在も避難所などでの生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

那珂川町では栃木県を通じ、石川県穴水町への人的支援や金沢市内の避難所に健康支援を行うため、職員を派遣いたしました。まだ被災地はライフラインである道路や水道の復旧が進んでいない地域があり、当面、支援を継続していかなければならない状況にあります。現在も栃木県を通じ、支援継続の要望が来ており、今後も当町から住宅被害認定調査業務や罹災証明書申請受付事務業務、避難所運営支援業務に職員を派遣する予定であります。今後も県からの派遣要望に対し可能な限り対応し、被災地が一日でも早く復興できるよう支援を継続していきたいと思っております。

さて、今年11日で東日本大震災発生から13年が経過いたします。町においてもこれらの災害に備え、行政区単位での地区防災計画の策定をお願いしておりますが、まだ、策定していない地区が多い状況にあります。防災上の観点から、今後も計画策定に向けた支援を引き続き行ってまいりますので、各地区においても積極的に取り組んでいただき、地域住民の皆さんの手で互助、共助による安全確保ができるようご協力をお願いいたします。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

12月13日、もうひとつの美術館の梶原館長が文部科学大臣表彰の受賞報告のため来庁されました。もうひとつの美術館が受賞した功労賞は、10年以上障害者の生涯学習支援活動の普及及び発展のため尽力し、顕著な成果を上げた個人や団体に贈られる賞で、年齢、国籍、障害の有無、専門家であるなしを超えてアートを核に行ってきた地域活動が評価されました。

12月16日、浄法寺の穴山孝之さんが、ご本人も募集相談員として活躍され、さらに3人

の息子さんを自衛隊に入隊させたことに関して、自衛隊より感謝状が贈られました。また、ここにおられます矢後紀夫議員におかれましては、長年にわたる青少年健全育成活動が認められ、栃木県青少年健全育成表彰功労者賞を受賞し、12月21日に受賞報告のため来庁されました。おめでとうございます。

12月25日、故谷田部一郎氏の旧馬頭町議としての生前の功績が認められ、正六位が贈られることになり、ご遺族の方に叙位の伝達を行いました。

1月7日、令和6年那珂川町二十歳の祝いを町小川総合福祉センターあじさいホールで開催し、新成人117名が大人への自覚を新たにされました。

1月11日、町内のホテルにおいてコロナ禍以前と同様の形式で4年ぶりとなる新春賀詞交歓会を開催いたしました。賀詞交歓会には100名を超す関係者が出席され、新年の挨拶の交換を行い、交流を深めました。

1月28日、栃木県郡市町対抗駅伝競走大会が開催され、県内各地から28チームが集まり、カンセキスタジアムで熱戦が繰り広げられました。

2月22日、南那須広域行政事務組合事務所において使用済みペットボトルをペットボトルに再生する水平リサイクルに関する協定をサントリーグループと締結をいたしました。

3月1日、馬頭高校の第75回卒業式に出席いたしました。春雨残る朝ではありましたが、その後、春の日差しが戻り晴天の中、普通科47名、水産科17名の計64名の生徒が新たな進路への希望を胸に、馬頭高校を巣立っていきました。

終わりに、本定例会には承認案件、条例の制定、改廃のほか令和5年度補正予算、施設に関わる指定管理者の指定、令和6年度各会計当初予算など34議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（益子純恵） 以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（益子純恵） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 矢 後 紀 夫

○議長（益子純恵） 2番、矢後紀夫議員の質問を許可します。

矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、質問の前に1月1日、元旦に起きました能登半島地震におかれまして、被災されました皆様方に心よりお悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問を始めます。

通告書の内容に基づきまして、本日2項目について質問いたします。執行部の簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

まず、1つ目の質問は、那珂川町地域公共交通機関であるデマンドタクシーの充実と利便性向上についてであります。

2つ目は、児童生徒の休み方改革を目指し、全国的に広がりを見せ始めてきたラーケーションですが、当町の小・中学校のラーケーション導入についての質問です。

それでは、早速1つ目の質問をいたします。

町は公共交通空白地帯の解消と公共交通網の再編を目的とした町民アンケートなどの結果に基づき、令和5年3月那珂川町地域公共交通計画を策定いたしました。計画策定から1年が経過した今、計画内のデマンドタクシーの充実と利便性の向上のためにどのような施策化をされているのかを問うものであります。

そこで、細目1といたしまして、那珂川町地域公共交通計画で策定したデマンドタクシーの運行内容の適正化の進捗状況を伺います。

2つ目は、ほかの自治体のデマンド交通と比較して、利便性を持っているのかということ伺います。

それから、3つ目は、デマンドタクシー維持についてどのような検討がなされているのかを伺います。

次に4つ目、デマンドタクシー事業充実のため運行体制を見直す考えはあるかを伺います。

そして、最後5つ目は、那須南病院へデマンドタクシーを乗り入れるべきと考えるが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） デマンドタクシーの充実と利便性の向上についてのご質問にお答えいたします。

私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず1点目、デマンドタクシーの運行内容の適正化の進捗状況についてですが、那珂川町地域公共交通計画は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、本町の公共交通施策のマスタープランとして令和5年3月に策定しております。

本計画では、デマンドタクシーの運行内容の適正化についての取組として、乗降場所と運行時間の適正化、利用促進施策、高齢者などが乗降しやすい車両導入を検討する項目として上げております。これに基づき、今年度は高齢者を対象とした利用案内講習会を開催いたしました。

また、デマンドタクシーの乗降場所については、絶えず見直しを行い、平成22年度の開始時には15か所だった乗降場所を現在47か所に増やすなど、利用者の利便性の向上に努めてまいりました。デマンドタクシーは、近年の急激な人口減少や高齢者の健康寿命が延びたことなどにより、利用者は減少傾向にあります。このような利用状況を踏まえ、ニーズと運送力の均衡が取れるよう、乗降場所や運行時間について引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に2点目、他自治体のデマンド交通と比較して十分な利便性を持っているかについてお答えいたします。

デマンドタクシーの運行方式は各自治体の人口や面積、交通網の状況などに応じて定められております。このため、単純な比較は難しいと思いますが、当町のデマンドタクシーは町内全域を運行エリアとしており、運行エリア間の乗り継ぎの必要がなく、また、自宅まで送迎をしております。こうした点では利便性は高いと考えております。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ご質問の3点目、デマンドタクシー事業の継続維持についてですが、デマンドタクシーの運行継続の課題として運転手の不足がございます。運転手の確保対策として、運行事業者の採用努力に加え、令和5年度に運行事業者に町が補填する運行経

費の見直しを行いました。これにより運転手が新規に雇用され、現在は専属運転手3名体制で運行しており、運転手の平均年齢は58歳となっております。こうしたことから、当面運行継続に問題はないと考えております。

次に4点目、デマンドタクシー事業の運行体制の見直しについてですが、現在ワゴンタイプの専用車両3台に加え、送迎時間を短縮するために臨時使用するセダン車両3台の合計6台で運行しており、運行時間は7時30分出発便から15時30分までで、1日6便運行しております。令和4年度の平均乗車人数は1日当たり38人で、最も利用の多い9時30分の便では9名でした。輸送力に余裕があると思われませんが、当面は現在の運行体制を維持したいと考えております。

次に5点目、那須南病院への乗り入れについてですが、デマンドタクシーは町内に限定して運行が行われており、那須南病院までは既存路線としてコミュニティバス、馬頭烏山線が運行されております。地域公共交通計画においても各交通手段の機能と役割を町内市街地から隣接自治体の市街地や鉄道駅へ向かう路線バスを幹線軸として、デマンドタクシーは町内の移動を面的にカバーする支線軸として位置づけております。町外へ向かっていく路線バスは鉄道のない当町にとりましてどの路線も重要な交通手段です。デマンドタクシーだけでなく、これらの路線もご利用いただき、今後とも路線の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、1問目から再質問をしていきたいと思っております。

1問目の最適化の進捗状況を伺った質問ですが、交通計画の利用促進施策として高齢者を対象に利用案内講習会を開催されたとの答弁でしたが、どのような内容で何回行われたのかを伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度は高齢者を対象とした利用案内講習会を1回実施しております。9月に開催された健武地区老人クラブでの交通安全教室時にデマンドタクシーの利用法について説明をいたしました。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、質問いたします。

那珂川町地域交通計画の51ページですが、基本方針の現実に向けての取組の中、運行内容の適正化に向けての取組としてこの1年間で実施されたのは、老人クラブ向けの利用案内講習会が1回だけだったということですか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 講習会の開催につきましては、先ほど説明したとおり1回のみ  
の開催となっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、質問いたします。

デマンドタクシーの乗降場所と運行時間の適正化の検討を計画に上げられています。計画のこれらは、町はどう適正化することが望ましいと考えて、現段階ではどう検討されているのかを伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

本町のデマンドタクシーの利便性向上のためにどういった施策を展開するかということなんですけれども、まずは住民の方のニーズの把握を含め、また、近隣自治体の事例についても調査研究して利便性の向上を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、運行内容の適正化として、昇降リフトと搭載されたUDタクシー、ユニバーサルデザイン車両等の導入の検討の答弁もありましたが、これは一日も早い車両の導入を要望いたしまして、1つ目の質問は終わります。

次に、2つ目の質問なんです、他自治体のデマンド交通と比較して十分な利便性を持っているかという質問で、各自治体の人口や面積、交通状況に応じて運行方式が定められているとの答弁でしたが、確認です。現在の当町の運行方式は国や県が面積や人口、それから、交通状況によって定めたものなのかを伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

運行方式についての法的な定め等につきましては、特に基準などはございません。運行区域の面積や人口などの状況に応じまして各自治体がそれぞれ判断し、運行計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 運行方式は人口と面積に応じて町が定めたということですが、面積と人口の数値が小さい自治体の運行体制は、人口と面積の大きい自治体より運行便数や乗降場所などは少なくてよいと思われるか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおり、各市町の実情に応じてそれぞれ運行状況、便数等を定めるものと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は人口の面積の小さな自治体ほど交通インフラは乏しく、人口面積が大きい自治体よりも充実させるべきだと思うんです。現在の那珂川町の高齢化社会を考えれば、なおさら充実させるべきだと思いますが、運行便数や乗降場所の数は、人口や面積に比例するようなこの現状の形でよいと考えるか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

運行の状況についての検討なんですけれども、これにつきましては増便あるいは運行間隔の見直し等につきまして、今後利用者のニーズ調査などを行った上で、運行事業者と検証してまいりたいと考えております。ただ、現行の地域公共交通計画の中ではデマンドタクシーはエリア内の運行ということで規定されておりますので、その施策については十分考慮した上で判断したいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、質問いたします。

運行当初から一貫して町民が生活上必要な場所と自宅の間を移動する手段として運行するデマンドタクシーとの町の考えがあり、自宅から行先は役所、金融機関、病院、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどのお店などとしております。自宅から希望の地域の移動はできません。町民の地域間の移動は町民の生活上、不必要だと考えているのか、また、そうまで言わないとしても、日常の生活上必要のないと考えておられるのか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

日常生活において不必要な場所と考えているかどうかなんですけれども、それにつきましては今後の課題であると思っておりますので、引き続き調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 町はデマンドタクシーの運行を町内全域の運行エリアと言っているんです。でも、それは利用者の自宅までお迎えに上がって、そして、その乗降所から自宅までお送りする、これを全域をカバーしているというような意味合いを全域の運行エリアと言っているわけなんです。地域間の移動ができないということは、これは町内全域を運行エリアと言ってはいけないんじゃないかと思うんです。どうでしょうか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町内全域の運行エリアと言えないのではというご質問なんですけれども、近隣市町村等の例を見ますと、エリアを限定して、例えば旧町単位です。大田原市ですと黒羽、湯津上地区とかそういった形でエリアを限定したうえで運行をやっている市町村が多々ありますので、それに比べて那珂川町は旧小川、旧馬頭と両地区を含めたうえでの運行ということなので、全地区という認識でいます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そうですか。大変紛らわしい言い方なのではないかと思えます。

それでは、町民がデマンドタクシーで地域間移動を可能にするために、地域の主要場所にさらなる乗降所を私は増設する必要があると思うんです。なぜならば、先ほども言いましたように生活上必要なということは、私は前の一般質問でも言いました。町民がクオリティオブライフを確立するには、買物だけ行ければいいというわけではない、役所で書類を取ればいいというわけではない。そうではなくて、ほかの地区のお友達のところへ行ったりとか、その場所へ行ってお店ではないが用足しをしたりとか、そういったことが生活上私は必要であって重要だと思います。そういう意味で乗降所を、主要な地区ごとに増設する考えがあるか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

乗降所の増設についてなんですけれども、運行当初15か所だったものが現在47か所までそれぞれ見直しをした上で増設しておりますので、そういった意味で必要ならば増設も当然考慮するのですけれども、基本的に現在のタクシー事業者の運営を圧迫しない程度の運営というのも考慮する必要があると思いますので、本当に必要な分だけをよく検討した上で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） これまでも増設してきたというようなことで理解いたしました。

さらに増設をしていただいて、町民の生活の質が上げられるような、そんなデマンドタクシーにしていきたいと思えます。

これで2つ目の質問を終えまして、3つ目の質問をいたします。

先ほどの事業の継続維持について、運転手さんが一人加わって3人体制になり、当面の運行継続に問題がないとの答弁ですが、とても朗報だと思います。さらなるデマンドタクシーの継続も充実も運転手さんあつての事業だと思いますので、うれしい朗報だと思います。

では、今後の事業運営の継続はどのようにしていくのか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

今後の運営に関する質問ですが、現在お願いしています馬頭観光タクシーにおかれましては、県内にデマンドタクシー事業の事例が非常に少なかった時代からデマンドタクシーの運行運営をお引き受けいただきまして、以来13年にわたりご尽力をいただいているところがございます。それにつきましては、先ほど運転手の確保体制ができたというお話をしたところでありまして、その後、社長さんにおかれましては、後継者の方も見つかったということでお話を聞いております。この方につきましては、介護施設での勤務経験もあるということで、特に高齢者の移動手段の維持につきまして強い意欲をお持ちと聞いておりますので、この方と一緒に協力しながらデマンドタクシーの充実した運営を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今回の答弁で後継していただける方がおいでになるという答弁で、町にとって大変ありがたいことだと思います。

それでは、今後のデマンドタクシーのさらなる運営手腕に大きな期待をしたいと思います。では、次の質問に移ります。

運行体制の見直しですが、計画中の運行内容の適正化の取組として、より利用しやすい運行体制に見直すと思っておりますが、先ほどまでの答弁で、運転手が増員されました。そして、この細目の答弁では、現在輸送力には余裕があると思われるとの答弁でした。しかし、答弁の最後では当面は現在の運行体制を維持したいとの答弁でした。輸送力に余裕があるならば、運行便を当然増便できるのではないかと思うのですが、増便できない理由を伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

運行便につきまして、輸送力に余裕があるのになぜ増便できないのかというご質問ですが、現行の運行本数につきましては、平成22年10月の運行開始時に設定したものです。これにつきましては、町内を一周回って、事業所まで戻ってくる時間を約1時間程度と見たもので、それで1時間半ごとの間隔で運行しているという形になっております。

運行力に余力があるのにというのですけれども、それにつきましてはあくまでもその乗車人数等を含めて、例えば、10人乗りのワゴン車であったとしても二、三人しか乗らずに運行し

ている場合もあるといった意味での余力があるということでご理解いただければと思います。そうしますと、便数に関しましては、現行の維持でやっていくべきと今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 輸送力に余裕があるというのは、単に1回の輸送に利用者に乗せられますよと、そういう意味合いに聞こえましたが、そうですか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

一義的には先ほど言ったとおり輸送力に余力があるというのは、この乗車人数が減っていますので、当然1便当たりの乗車人数は減っているということから、まだまだ輸送力があると、余力があるというような解釈で答弁させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、1日の運行便数ですが、他の自治体の例を挙げますと、野木町16便、月曜日から金曜日まで運行します。高根沢町11便、年中休まず運行しております。それから、益子町8便、月曜日から土曜日まで運行しております。茂木町10便、月曜日から土曜日まで運行しております。もちろん、当町と同じようにドア・ツー・ドアでございます。それに対して、那珂川町のデマンドタクシーは先ほどの答弁どおり月曜日から金曜日までの週5日の運行。7時30分の出発便に始まり15時30分の最終便までの1日6便。出発便の7時30分便は前日の予約が必要です。この運行体制が答弁にあった利便性の高い当町のデマンドタクシーであると考えれば、今、例を挙げた他町のデマンドタクシーを那珂川町から見たときに、自治体はその町民に対して過剰な町民サービスを提供しているというふうに考えているのかを伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

他市町の例についてご意見をいただいたわけですが、その点につきまして、それぞれの他市町の実情に応じた配車計画、運行計画をされているということなので、それに対し

で過剰かどうかについては特に意見はございません。

ただ、高根沢町や野木町に関しまして、面積的に当町よりも狭いので、そういった意味で1周回って帰ってくることに際しまして、それほど時間を要さないで、時間内の増便が可能なのではと推測しております。また、当町と同じような茂木町に関しましては、運行エリアを5エリアに分けているということなので、そういった意味で1エリア当たりの周回時間が少ないため、そういった増出ができるのではと推測しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 当然当町の事情もあります。しかしながら、他町で過剰なサービスかどうかは分からない。しかしながら、たくさんの便数を走らせ、そして、たくさんの乗降場所で輸送しているという部分を、これはもう、追いかけていくとか、目指さなければいけないと思うんです。ですから、運転手さんが増えました、それから、後継者もめどがついたということでございますから、ぜひ、増便等の運行体制の見直しを切望いたしまして、この質問を終わりにいたします。

次です、ここまで4つほど質問答弁を繰り返して、ちょっと頭の中が迷子になっていますので、執行部の答弁を確認させていただきながら質問いたします。

では、私の「那須南病院へデマンドタクシーを乗り入れるべきと思うが、町の考えを伺う」の質問に対して、先ほど大変丁寧な答弁であったと思います。しかしながら、要約すると「当町のデマンドタクシーは南那須地区広域行政事務組合が運営する那須南病院には乗り入れしない」という答弁で間違いなかったかを伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの答弁にお答えいたします。

これまでの議会において答弁してまいりましたが、現時点におきましてデマンドタクシーの乗降場所に、町外である那須南病院を追加することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） これまでも先輩議員の皆様が幾多となく那須南病院へのデマンドタクシー乗り入れをこの一般質問にて訴えてまいりましたが、町は今回もまた、那須南病院にデマ

ンドタクシーは乗り入れしないとの答弁です。

その乗り入れしない理由としては、馬頭烏山線のコミュニティバスが既存の交通機関として現存し、デマンドタクシーが那須南病院に乗り入れすることになれば、交通機関がその幹線と重複し、事業への二重投資となるという理由から乗り入れできないという町の考えでは、なかったかと思うのですが、理由として間違いはないかどうか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

二重投資の問題に言及されたかと思うのですが、以前の答弁の中でも同じような形で答弁していますので、現時点でもその内容は変わりありません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そうですね、二重投資になるのでできないということです。分かりました。質問を変えます。

町は令和5年4月1日よりデマンドタクシーの乗降所として新たにJ Aなす南本所に乗降所を追加設置いたしました。その設置理由を伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

J Aなす南本所におきまして乗降所を設置した理由なんですけれども、これにつきましてはコミュニティバスの上大桶バス停が付近にありますので、それと接続しやすいように新たにJ Aなす南に乗降所を設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） これは私の記憶ですと、那須南病院になかなか行きにくい方がデマンドタクシーを乗り継いで那須南病院に行けるよということ、この本所に設置したのではないかと思うのですが、違いますか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

まさにそのとおりでございます。最初の答弁にちょっと漏れていたもので、申し訳ござい

ませんでした。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そうですね。そうだったと思います。では、これまでのそのJAなす南本所乗降所の利用状況を伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

乗降所の利用状況ということなんですけれども、現時点ではゼロというような認識でいます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） もう1年たつわけですが、利用者がゼロ人だったという驚きの結果の理由は何が考えられるか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

利用状況がゼロの理由ですけれども、まず、そういった需要がなかったということも考えられますし、ただ、実際病院に行かれています方につきましては、そういったコミュニティバスの利用をしなくても、いわゆるそのご家族の方、知人の方等の協力があって、直接病院に向かうことが可能だったのかと推測しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今、ご家族がいるからというようなお話が出ましたが、理由は簡単じゃないですか。私は乗降所が利用されなかった理由は、単純にこれが那須南病院に行くためのものとして設置したとするのであれば、病院に行く方は病人だったからだということです。そして、那珂川町民の病院に行かねばならない方の多くは高齢者だからです。

那須南病院で初診の診察を受けようとするれば、冬は気温が氷点下、夏は酷暑の日、朝であっても気温が30度近い状況の中、上大桶バス停で7時43分のバスを待たねばなりません。

この時間帯のバスは、烏山高校の生徒さんの通学に欠かせないバス運行です。ですが、高校生と同じように病症を抱えた体調の悪い体で、高齢者が高校生と同じようにバス停でバスを待つということが現実的に無理だということです。

では、ちなみに当初の乗降場所設置時にシミュレーションしたデマンドタクシーと馬頭烏山線、コミュニティバスの連結ダイヤの一例を伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

連結乗降のいわゆるそのモデル的なつながりなんですけれども、それにつきましては、当初見込みでは7時30分のデマンドタクシーに乗りいただきまして、想定しているのは、例えば、大山田上郷に行った後です、町内の病院を経由いたしまして、例えば、武茂地区の富山の集会所等を経由して乗降される場合を想定した場合です。そこからJAの本店まで行った場合、大体9時ぐらいに着くような形ではないかなと想定しております。そうしますと、9時16分の上大桶のバス停から出発するコミュニティバスの便に搭乗することができて、9時25分には那須南病院に到着ということ想定しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今、車庫を出て、大山田方面にまず行かれる。それから、いろいろお客様を拾いながら武茂集会所からJA本店に向かうというようなシミュレーションでしたが、例えば、7時半1本しかないですから、大山田方面の利用者、それから、町内にも利用者がいない場合、武茂地区の皆さんはこれに乗って、このJA本所で何分待つことになりますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

もし、大山田上郷地区を経由しないで、直接7時半の便が武茂地区に行った場合です、その場合なんですけれども、早いと8時10分ぐらいには武茂地区から乗客を乗せて、JAの本所のほうに向かうような形になるだろうと思われれます。直接行った場合です。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私が聞いたのは、何分待つことになるかお聞きしました。伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で8時10分ぐらいには着くのではないかということになりますと、9時16分まで約1時間待つような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） これでここを使えないというようなことが分かるんじゃないかと思えます。質問を変えます。

町に総合病院のない県内の自治体全てがドア・ツー・ドアでデマンド交通が他市町の総合病院に乗り入れている実情はなぜだと思われるか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

ドア・ツー・ドアのサービスについての考え方なんですけれども、当町におきましてドア・ツー・ドアのサービスということで、町内の病院を想定しているわけなんですけれども、矢後議員のほうからは那須南病院に対するドア・ツー・ドアのサービスがなぜできないのかという質問の要旨だと思いますので、それにつきましては以前の答弁と同じようにデマンドタクシー、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーにつきましては町内の面的なものについて起点軸として運行している、サービスを提供しているという形、那須南病院に関しましてはコミュニティバスの幹線軸のほうで対応するということなので、それにつきましてはそれぞれ乗り換えをさせていただいて、向かっていただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 先ほど私が言ったじゃないですか。病人だから乗り換えられないんだということ。

それはよしとして、では、なぜ総合病院によその町のデマンドが乗り入れるかということ、これも簡単です。その町に、例えば、この那珂川町もそうです。医療機関の病院に専門の医療科がないからではないですか。例えば、外科、眼科、泌尿器科など、それから、もし、あったとしても、それと町内の病院では対応できない病症の治療のためなのではないですか。

那珂川町が勧めるコミュニティバスで那須南病院に通院された方は、乗降データから見て、かなりの少数です。那珂川町の病院にない医療科を診察するために町民は何らかの交通手段で、先ほど課長もおっしゃいました、通院されているはずですが、家族かどうかは分かりません。何らかの形で通っているんです。年間どのくらい那珂川町の町民が那須南病院に通院されているのか、交通手段の観点からその人数を生活環境課としては把握していらっしゃいますか。そして、その人数を分かればお願いします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

那須南病院に当町から通院している方の人数の把握についてなんですけれども、それにつきましては生活環境課では特に把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 町民の交通に対するニーズとデマンドタクシーの乗り入れを真剣に考えるならば、当然那珂川町の町民がどんな形で那須南病院に通っていらっしゃるか、通院しているか、当然把握しているべきではありませんか。健康福祉課と国民健康保険に関係するだけのデータではないと思いますよ。

では、私から言います。令和4年度的那須南病院で那珂川町町民の受診件数ですが、一番多いのは、やはり内科で複数の受診回数を含む延べ人数は5,969人です。次に多いのは、整形外科で延べ人数3,467人です。3番目は眼科で、延べ人数2,289人です。次に外科へと続きます。それで、合計しますと、令和4年度の1年間の複数回受診を含む延べ人数は、何と1万4,928人なんです。町の公共機関を利用せずに他の交通手段で、これだけの町民が那須南病院に通院されているこの現状をどう思われますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

年間1万4,928の方が那須南病院に行かれているということなんですけれども、町の人口に匹敵するぐらいの人数の方が行かれているということで、非常に多いかなと思います。ただ、何度もお話しさせていただくのですけれども、全ての方が公的公共交通機関を使って通院しなくても自分で行ったりとか、あと、ご家族の方に送っていただいて、送迎していただくというケースも多々あるかと思うので、それにつきまして現状で1万4,000人の

方が全て公共交通機関で行くべきとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私もこの1万4,000人が全員バスに乗って行けばいいというふうにも思っていないし、デマンドタクシーが乗り入れればいいとも思っていない。

ただ、このデータから、例えば、仮に足腰に多少の病症があつて、那須南病院の整形外科に通院するとしますよ。町が既存路線として利用を勧めるコミュニティバスのバス停で、暑さ寒さに耐えてバスを待ち、バスのステップを上り、那須南病院前のバス停で下車し、バスのステップを降りて、その後約60メートル先の病院玄関まで歩くこと、それから、3番目に多い眼科に通われている患者さんが、目の症状で通院するためバスに安全に乗降して玄関先までたどり着くことは、病症を抱えた方にとって容易なことだと思われるか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

矢後議員のおっしゃるとおり、そういった身体的な不自由な方がドア・ツー・ドアではなくて、自分で歩いてバス停から降りて、病院まで行くとか、そういう話からすると、やはり一般的には、困難ではないかなと思います。それにつきましては、現状では、ご家族の方の送迎があつて行っている場合があるかもしれませんし、また、既存のほかの公共交通機関、いわゆるタクシーを使つていただいている可能性もあるかと思つていますので、そういったところで対応していただければと現時点では思つております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、那須南病院に受診された延べ人数、年間、令和4年度ですが、約1万5,000人です。通院を目的として病症を抱えた体で今後、馬頭烏山線のコミュニティバスを利用してもらえる見込みがあると思うか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

コミュニティバスを使つて通院している方などの見込みについてなんですけれども、いろいろケースはあるかと思うんですけれども、そういった方々に使える状況であれば、積極的

にコミュニティバスを使っていたきたいというのが町の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は馬頭烏山線のコミュニティバス路線とデマンドタクシーが那須南病院に乗り入れすることによって重複した交通事業になるとは全く思えません。なぜなら、コミュニティバスと那珂川町デマンドタクシーでは町民が求めているニーズの性格が全く違うからです。

コミュニティバスは高校生や一般の方が通勤通学のために絶対必要不可欠な交通機関です。一方、町のデマンドタクシーへのニーズは、現在、交通弱者となった高齢者の町民の生活と健康を守るための、これまた欠かすことのできない交通機関であるはずです。同じ路線間への当市であっても、町民の求めるニーズの違いは明らかです。

町は、これまで交通機関への目線をバスとタクシーという乗り物、車両だけに目線を置き、本来の誰がどんなサービスを必要としているのかを見落としています。那須南病院に通院されている町民とその家族の立場と思いを町が支えるべきだと考えます。そして、それを可能にするデマンドタクシーであるべきです。

同一路線間への二重投資という考え方を今すぐ見直し、那須南病院に通院される那珂川町町民の皆さんが安全に病症を悪化させることなく通院し、病症を完治させられる手段として那珂川町デマンドタクシーが那須南病院に乗り入れすることを切望いたしまして、このデマンドタクシーの質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問をします。

当町の小・中学校のラーケーション導入についてです。

大変耳慣れない言葉、ラーケーションですが、ラーニング、学習、バケーション、休暇を合わせた造語だそうです。2023年3月16日に愛知県知事会見にて初めて創設が発表され、児童生徒の休み方改革とされ、全国的に広がり始めています。

家族の休日と児童生徒の休日が合わず、一緒に過ごすことが難しい家庭が増えてきているという背景から、事前に学校に家族と体験学習をする日時と内容の企画書を提出し、家族が企画した社会体験や学びを執行します。その体験や学習のために平日学校を休むことができるという制度です。導入校の多くは1年間に3日、連続で3日間の活用も1日ずつ活用してもよいという内容です。

そこで質問いたします。

まず1つ目は、現在当町の児童生徒が校外活動や旅行などで学校を休んだ場合、どのような扱いになるかを伺います。

次に、当町の小・中学校に通う児童生徒の保護者の就業状況を把握しているかを伺います。

3つ目は、今年4月から日光市の小・中学校全校でラーケーション制度が導入されます。県内他市町の導入状況や今後の動向を把握しているかどうか伺います。

4つ目、最後は那珂川町の小・中学校にもラーケーション制度を導入する考えがあるかどうか伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） ラーケーション導入についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、児童生徒が旅行などで学校を休んだ場合の扱いについてですが、出席簿上の欠席は「病気またはその他の事故で児童生徒が欠席した日数を記入すること」となっております。そのため、児童生徒が旅行などを理由に欠席する場合につきましては、家庭の事情での休みになりますので欠席扱いになります。

次に2点目、保護者の就業状況の把握についてですが、各学校とも年度初めに病気やけがへの緊急対応のため、差し支えない程度での勤務先の状況を把握させていただいております。保護者の休日や就業時間については把握できておりません。

次に3点目、県内他市町の導入状況や今後の動向の把握についてですが、塩谷南那須地区では導入の予定はなく、県内も日光市以外では導入を予定されている市町はないようです。

次に4点目、本町小・中学校にもラーケーションを取り入れる考えについてですが、子どもたちの体験活動が不足していると言われる中において保護者と一緒に計画を立てて、実際に興味、関心のあることを体験するという探究活動が家庭でも行われるということは、子どもたちの成長の上で効果のあることだと考えます。しかし、一方で家庭の事情、経済的な理由やエッセンシャルワーカーとして従事する保護者が取得しづらいこと、ラーニングとバケーションの両立など幾つかの課題もあるようです。教育委員会といたしましては必要性を踏まえ、他市町の動向を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、1問目から再質問させていただきたいと思います。

例えば、学校の部活動の大会のために平常の授業を受けない日があっても欠席にはなりません。しかし、それに対して地域で活動している運動クラブや文化クラブ等の大会やコンクール等で登校せずに授業を受けないことは欠席になります。同じなのは児童生徒がどちらもその日授業を受けないということと、それから、児童生徒にとって大切な学びの成長のための時間ということです。

今後、学校がその貴重な時間、両方学習しています。そういう面で、やはり、欠席という形を取ることが妥当と思われるか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在においては学校管理下の活動でない場合は欠席扱いとなっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） いずれこういったことももしかしたら変わっていくかもしれませんが、結局学校であっても地域であっても、子どもたちが成長のために学ぶということは同じだと思うんです。そういうところで、学校が欠席なのか出席なのかというところをあまり意識することはないんじゃないかという考えもちょっと最近思っているものですから、そのような質問をさせていただきました。

それでは、時間がありませんので、最後にラーケーションをするかしないかの質問について再質問をさせていただきます。3つ目のラーケーションの導入についてです。

私は新しい物好きとしてこのラーケーションを一般質問の題材にしたわけではないんです。この始まったばかりの制度がどのくらい普及されていくのかは本当に分かりません。

日光市の場合は観光業に携わる児童生徒の保護者が少なくなく、生徒児童の休みである土日は保護者たちが就労日であるため、家族との校外活動や体験学習など、他の市町の児童生徒よりも少ないであろうという声からラーケーションの導入に至ったわけなんです。

那珂川町も違った意味では児童生徒は体験に乏しい面があります。例えば、大きな音楽コンサートやプロスポーツ観戦などは日時も場所もこちらが希望できるわけではなく、都会や遠方で開催されることがほとんどで、那珂川町から出かけようとするれば、それは二、三時間

のイベントの参加に1日もしくは1泊を費やさなければなりません。

日光市や他市町とは違った角度から、今後の動向を見定めるべきと考えます。そして、やはり、先ほど教育長が答弁されましたが、ここにラーケーションを取れる生徒と1年間全く取れない生徒、そういったところで格差が起き、確かに体験の格差もそうなんです、このメンタルの部分でかわいそうな思いをしてしまう子が生まれるというところには大きな問題が起きると思うんです。ですから、ラーケーション導入には町の子どもたちの状況、それから、こういうところで先ほど言ったように都会になかなか出にくいとか、そういう、やはり体験が必要だというようなことも踏まえながら導入に至っては検討していただければと思っています。願っております。

これで、ラーケーションの質問及び矢後紀夫の一般質問を終わります。

○議長（益子純恵） 2番、矢後紀夫議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

---

◇ 鈴 木 繁

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員の質問を許可します。

鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 8番、鈴木 繁です。

一般質問を始める前に、1月1日に起きた能登半島地震で亡くなられた方、そして、ご家族の方に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災をされた多くの方々にお見舞い

を申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を始めたいと思います。

今回私が一般質問を行うのは大きく分けて3項目であります。

1つ目が、イノシシ肉加工販売について。

2つ目が、那珂川町お試しサテライトオフィスについて。

3項目めが、空き家対策についてであります。

早速1項目めのイノシシ肉加工販売について質問を行います。執行部の前向きな答弁を期待しております。

昨年の6月の私の一般質問では、イノシシ肉加工施設について質問をいたしましたが、今回は施設の質問ではなく、販売について行います。

現在も八溝ししまるとしての肉の販売は栃木県からの許可が下りず、那珂川町ブランドとしての販売ができない状態が続いております。那珂川町のPRのためにも一日も早い八溝ししまるブランドとしての再開を強く望むものであります。

そこで、細目4点について執行部に質問をいたします。

1点目、町及び近隣でのイノシシの豚熱感染状況についてお伺いをいたします。

2点目、現在、千葉県から購入しているイノシシが豚熱検査で陽性反応が出て、購入ができなくなった場合です。町としての対応についてお伺いをいたします。

3点目、町はイノシシ肉の早期販売に向けて、県とどのような協議を今まで行ってきたのかお伺いをいたします。

4点目、お隣、茨城県高萩市にあるイノシシ肉加工施設では、捕獲したイノシシが豚熱検査で陰性と判明した場合、加工して販売しておりますが、那珂川町でも同様の対応が取れないのか、お伺いをいたします。

以上、細目4点について最初の質問をいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） イノシシ肉加工販売についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、イノシシ肉の豚熱感染状況についてですが、県内におきましては、令和2年11月に初めて捕獲イノシシの豚熱陽性が確認されて以降、令和2年度に9頭、令和3年度に85頭、令和4年度に39頭、令和5年度は12月20日現在で15頭の捕獲イノシシの豚熱陽性が確認されており、令和3年度をピークに豚熱感染状況は減少していると考えております。

当町におきましては、令和3年7月に初めて確認されて以降、令和3年度に13頭、令和4年度は確認されませんでした。令和5年度は4月に2頭確認され、それ以降は現在まで確認されておりません。

次に、2点目、千葉県でイノシシ豚熱陽性が出た場合の町の対応についてですが、現在、千葉県からは2地区の加工施設から令和4年度は181頭分、令和5年度はこれまで110頭分程度のイノシシを購入しております。現時点で、千葉県内で捕獲されたイノシシから豚熱陽性反応が出たといった情報は確認しておりませんが、今後、千葉県内でイノシシから豚熱感染が確認された場合、出荷自粛になる可能性があり、当面の間購入ができないことが想定されます。

このような場合、八溝地域からのイノシシ個体の受入れを再開するまでの間、イノシシ肉加工施設の閉鎖も検討せざるを得ないと考えております。

次に、3点目、イノシシ肉販売の早期再開に向けて県とどのような協議をしてきたかについてですが、既に答弁しましたとおり、栃木県内におきまして捕獲イノシシの豚熱陽性が確認された個体数は、令和3年度をピークとして減少傾向にあります。今年2月中旬に県南地域の養豚場で豚熱が発生し、全頭処分するなど、依然、豚熱の感染拡大の危険性は高いものと捉えております。

イノシシの捕獲強化は、豚熱感染拡大防止に向け重要な取組の一つですが、イノシシ肉加工施設の再開は捕獲意識を向上させ、捕獲個体数の増加につながるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少した観光客入り込み数が徐々に戻りつつある中で、町内の飲食店等をはじめ、イノシシ肉を取り扱う事業者より、那珂川町の特産品である「八溝ししまる」の販売再開への要望をいただいております。

このような状況を踏まえ、昨年中より塩谷南那須農業振興事務所をはじめ、県の担当部局と当町のイノシシ肉加工施設の再開に向け、事業計画の見直しについて協議しております。

また、協議と併せまして、施設の運用方法について、国が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引」に基づき、捕獲・止め刺し時の消毒をはじめとする対応方法や、陽性が確認された場合の個体の処理方法等、具体的な手順を定めた作業マニュアル等の見直しを進めているところであります。

次に、4点目、豚熱検査で陰性と判明した場合の加工販売についてですが、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引」の中で、PCR検査で陰性が確認されるなどの一定の条

件を満たした場合のみ、捕獲したイノシシの加工販売が可能とされております。

当町におきましては、加工施設で受け入れるイノシシの全頭PCR検査を実施し、陰性が確認された個体の加工販売ができるよう準備を進めております。

今後は、「八溝ししまる」の加工販売の再開に向け、豚熱感染拡大防止を徹底し、さらなる安心安全な運営体制の構築に努めてまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再質問させていただきます。

細目1から再質問をさせていただきます。

いろいろ私の質問に答えていただいた中で、県内でのイノシシ感染数、令和3年から減少傾向にあるという課長の答弁があったんですけども、栃木県が数年前から実施している経口ワクチン、ワクチンをトウモロコシの粉で固めてヘリコプターで散布するというところでやっていますけれども、その対策の効果が出ていると町では考えているのか、どうですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

栃木県では、イノシシの感染拡大の対策としまして、令和2年度から経口ワクチンの地上散布及び空中散布を実施しております。昨年の状況ではありますが、野生イノシシの豚熱感染率の減少傾向に併せまして抗体保有率の上昇傾向が認められております。効果が出ているものと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 効果が出ていると答弁がありました。感染率の減少傾向や抗体保有率が高いということは、イノシシがワクチンを食べて体で免疫つくっているということなんで、これすごくいいことだと思います。

それでは、そこに関してもう一つ再質問したいんですけども、豚熱感染が減少傾向にあるものの、那珂川町の町内の養豚場で豚熱対策というのは、町としてどのように指導とか対策なんかを推進しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、家畜伝染病の発生予防を目的としまして町内の養豚業者、事業者に対し毎年度、消毒用の消石灰を配付しているほか、栃木県をはじめとする関係機関と連携しながら、畜産事業者に対しまして飼育衛生管理基準の遵守徹底を促しております。発生予防法により蔓延防止に努めている状況であります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 消毒用の消石灰を配付などして対策をしているということを聞いたので、安心しました。引き続き町内業者に対しても、出ないのにこしたことはないので、ご指導とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

細目1点目に関する再質問は終わります。

続いて、細目2点目に関する再質問をさせていただきます。

現在、千葉県からイノシシの肉を買っているということなんですけれども、千葉県以外の近隣のイノシシ肉加工施設というのは数か所あると思うんですけれども、そういうのは把握してありますか、お伺ひします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

八溝地域で初めてイノシシの豚熱感染が確認されて以降、千葉県以外にも茨城県、静岡県の現地を視察し、加工施設を数件確認はしております。ほかにも施設はあると思ひますが、詳細については確認していない状況であります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 茨城県、静岡県以外は把握していないということですね。

現在、千葉県から購入していますが、仮に千葉県から購入できなくなった場合、イノシシ肉加工施設の閉鎖の検討もとの答弁でしたが、千葉県以外の他県からの購入というのは検討は考えていないのですか、お伺ひをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、八溝地域でのイノシシの受入れ再開に向けて検討しているような状況でありますので、千葉県以外のところからの購入、受入れ等については考えておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 千葉県のほかの県からの購入は考えていないという答弁でしたが、もし課長答弁の内容があった場合に、加工施設が閉鎖となれば、今働いている職員の方がいらっしやいますよね、もちろん職員の家庭もあるし、職を失ったら大変ですよね。施設閉鎖となれば、職員どうになってしまうのか、閉鎖も検討せざるを得ないと答弁がありました。また昨年の6月の私の一般質問のときに、最後に、福島町長にも力強いお言葉をいただいたのを私は記憶しております。施設は閉鎖しない、考えていないということで強く答弁いただきましたので、私はそれをしっかりと記憶しております。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、仮に千葉県からイノシシ肉の出荷が自粛になった場合でも、在庫を調整しながら販売を継続していきたいと考えております。

また、販売再開に向けて、加工技術の維持というのは必要になってまいりますので、職員は継続雇用したい考えであります。

また、八溝地域からの受入れの再開までの間、万が一、在庫不足等になってしまった場合も、施設運営ができなくなった場合、施設再開に向けた施設の環境の整備であるとか、先進地視察または職員の技術向上のための研修であったり、施設が閉鎖されている間を有効的に利用して、職員のさらなるスキルアップにつなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 加工施設の閉鎖を、私は完全に終わりという形で受け取ったんですけれども、施設自体は閉鎖しても職員は継続雇用するとはっきりと私も聞きましたので、それは安心しました。もし閉鎖されている間も、技術的な研修とかスキルアップについて勉強していただきたいということを執行部も思っているということで、その点についてはすごく安心をいたしました。

細目2点目については質問ありませんので、終わります。

それでは、細目3点目について質問をさせていただきます。

協議の内容については了解をいたしました。

それでは、県との協議は、私が一般質問した昨年の6月から何回ぐらい行われたのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

塩谷南那須農業振興事務所をはじめ、県の関係部局とは1回会議を開催し、事務レベルでの打合せを行っております。また、会議以前から担当者を通してメールとか電話でのやりとりを行っております。再開に向けて具体的な内容についてやり取りをしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 県と1回実際に会ってやり取り、ただ電話やメールで頻繁にやり取りをされているということで、継続したやり取りをしているということで答弁いただきました。

それでは、もう一つ質問させていただきたいんですが、施設の再開に向けて、最初の答弁の中で事業計画の見直しという答弁がありました。事業計画の見直しとは、具体的にどのような内容なのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回見直しを図るということは、平成20年度に策定した計画になります、加工施設を設置する際に計画をしたものになります。見直しの内容の主な点は、受入地域とそれぞれの受入頭数の計画の変更となります。

当初、那珂川町ほか八溝地域5市町として受入れを計画しておりましたが、豚熱感染に併せて、令和4年度に栃木県及び千葉県ということで予定した県外へ変更しております。これを徐々に解消し、八溝地域からの受入れを再開できるように修正したものを案として、現在、栃木県と協議を進めております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 了解しました。

地域と受入頭数の変更ということですね、そういうことを今、見直し中ということですね。

それでは、細目3点目について、最後にもう一つ質問させていただきたいんですけども、先ほど聞いたのは事業計画の見直しということでお聞きしたんですが、もう一つ、答弁の中で具体的な作業等の見直しという言葉も出てきました。これは多分、再開に向けての作業のマニュアル見直しということなんですけれども、現在ある作業マニュアルを変えるということなんですけれども、今協議をしているとなると、この作業マニュアルというのはいつまでに町としては策定を予定されているんですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

作業マニュアルなんですけど、先行事例等を参考にしながら素案を策定しております。栃木県と情報を共有してご指導いただきながら内容を精査をしているような状況でございます。

策定期間につきましては、内容の確認が済み次第、速やかに決定し、狩猟者等の情報なども共有してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひ早急に、そのような事務レベルは事務的にやっていただければ再開に向けての準備もできるということなんで、その点については本当に早急をお願いしたいと思います。

以上で細目3点目についての再質問を終わります。

続いて、細目4点目の再質問をさせていただきます。

答弁の中で、PCR検査で一定の条件を満たせば可能という言葉が出てきました。この一定の条件とは一体どのような条件ですか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

感染確認区域で捕獲したイノシシは全ての個体が豚熱ウイルスに感染している可能性がございます。その前提に立ちまして、捕獲から加工まで一連の各作業について徹底した消毒等の防疫措置、衛生管理を行った上で血液検査を行い、PCR検査を実施して陰性が確認できることが条件となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） その点については了解をいたしました。

もう一つ再質問させていただきたいんですが、一番肝心なのは、PCR検査をするというのも肝心なんです、PCR検査をして判定が出るまでの時間というのが非常に重要なんですね。栃木県は現在家保で行っていると思うんですね、家保というのは家畜保健衛生所ということなんです、通称、家保と言っているんですけども、そこでやっています。

実は、昨年12月、高萩市のイノシシ肉加工施設に議員数名と勉強にお伺いさせていただきました。そこは廃校になった学校を加工施設として使っているんですけども、その施設でのPCR検査は、民間施設に送り、早ければ翌日の午前中には茨城県と高萩市と施設の3か所に一斉メールが届くようなシステムになっているんですね、そうすると同時に○か×か、陰性か陽性かというのが把握できるようなシステムになっているんですね。非常に迅速に対応ができています。その辺の対応というのは町と県ではどのように話をしているのかお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

PCR検査から検査結果の連絡までの具体的な方法につきましては、現在、栃木県と調整をしているところであります。民間施設の活用につきましては、先行事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、もう一つ質問いたします。

PCR検査の際に血液採取等を行います。イノシシから血液採取するんですけども、その具体的な手順書の作成というのは、今現在、町にあるんですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

血液採取の手順書につきましても、作業マニュアルと併せまして作成を予定しております。  
以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） では、その手順書というのはいつ頃できる予定なんですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

策定予定時期については、作業マニュアルの決定と同じ時期にしたいと考えております。  
以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 作業マニュアルと同時に考えているということで、それは細目3点で早急な策定をお願いしたいということで私もお願いしてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、細目4点目の質問なんですけれども、再開に向けては、イノシシの捕獲に当たり町、狩猟者の方々、加工施設の連携は極めて私は重要だと認識してあります。その連携については町としてどのように考えているのか、お伺ひをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

安心安全な施設運営に当たりましては、豚熱感染拡大防止を念頭に、町と加工施設及び狩猟者の方々との連携と協力が重要になっております。特に現場での捕獲・止め刺し等については感染拡大対策の必要性を十分に理解した上で、十分な対策を講じる必要があると考えてあります。そのため、必要に応じまして講習会を開催するなど、豚熱感染対策の情報を広く共有し、適切な施設運営体制を目指していきたいと考えてあります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ありがとうございます。

それでは、イノシシ加工施設まだできないわけなんですけれども、町の観光の発展にも一日でも早い再開、これは業者も、町も、もちろん私たちが望んでいます。那珂川町のイノシシ肉加工施設の再開はいつ頃になるのかお伺ひをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

那珂川町の特産品であります「八溝ししまる」再開の声があることは承知しております。現時点で再開時期も含めまして検討、協議をしておるところであります。確定はしておりませんが、一日も早い再開に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 最後に質問させていただきますが、ここでいつやりますというのはなかなか言いづらいと思うんですけども、前回の6月の答弁でも今と同様の答弁をいただきました。私もこれでは黙って引き下がれませんので、職員の皆さんが早期再開に向けて県と協議をして、十分に準備を進めていただいていることには本当に心から感謝いたします。ぜひ令和6年度中の再開を強く望みますが、見込みはありますか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

町としましても、県との調整を進め、令和6年度中に再開したいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

1項目めについての質問を終わります。

続きまして、大きな題名の2つ目です。那珂川町お試しサテライトオフィスについての質問をいたします。

この事業は、令和4年度から新事業として始まり丸2年が経過します。県内でも、お試しサテライトオフィスを取り組んでいる自治体は数多くあります。サテライトオフィスは、少子・高齢化社会において育児と仕事を両立させるために有用な手段であり、地方の活性化や雇用創出など、日本の抱える難しい課題を解決できる選択肢の一つでもあります。

そこで、細目5点について質問をいたします。

細目1、これまでの利用状況についてお伺いをいたします。

細目2、利用促進に向けた施設の周知はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

細目3点目、施設運営に係る年間の経費について、お伺いをいたします。

細目4点目、利用価値を高めるために施設をリノベーションする考えはあるのか、お伺いをいたします。

細目5点目、今後の施設運営についての町の考えをお伺いいたします。

以上5点お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 那珂川町お試しサテライト室についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、これまでの利用状況についてですが、町では新型コロナウイルス感染症をきっかけとした働き方の見直しに対応することや、移住定住の促進と関係人口の創出、産業の活性化を図ることなどを目的として、那珂川町お試しサテライトオフィスを令和4年4月に開設いたしました。それ以降、問合せは数件いただいているところですが、現在まで利用するには至っていない状況であります。

次に、2点目、利用促進の周知についてですが、現在の周知方法としましては、町のホームページに掲載しているほか、国・総務省のホームページでも周知を行っているところです。

次に、3点目、年間の維持経費についてですが、現在、施設を運営するために必要となる経費として電気料や水道料など光熱水費の支出を行っています。令和4年度の決算では年間で14万3,261円の支出をしたところであります。

次に、4点目、施設のリノベーションについてですが、現在のサテライトオフィスは旧農業構造改善センターの会議室にテレワーク等ができるように机と椅子を配置し、高速インターネットWi-Fiの整備を行っています。

この施設は、本年度に2区画整備した分譲宅地の敷地内にあることや、これまでに利用実績がないことなどから、今後は分譲宅地整備の拡充に向けて施設を取り壊し、サテライトオフィスの機能は別の施設に移設して運営を行うことを考えております。

次に、5点目、今後の施設の運営についてですが、今後のサテライトオフィス事業については、4点目の質問でお答えしたとおり、施設を変更して実施する考えであります。多様化する働き方改革や今後の利用ニーズを見極めながら、事業継続の必要性を再検討していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、細目1から再質問させていただきます。

利用者がなしということで、問合せは少々あったということなんですけれども、具体的に2年間たって利用者ゼロ、これは仕方がないということですね。問合せというのは具体的に何件ぐらいあったか分かりますか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

今年度、令和5年度は問合せは2、3件程度でございまして、そのうち、本来のサテライトオフィス利用での問合せはありませんでした。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 利用の問合せもなしということで、非常に残念です。

それでは、お試しサテライトオフィスというのは令和4年度に新事業が始まって、4年度が終わった時点で、今振り返れば、問合せゼロ、使用者ゼロとなった場合に、令和5年度のスタートに当たり、通常は利用向上に向けて何かやっというと思うんですけれども、その辺は打合せとか、何かそういうことというのは行われたんですか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

企画財政課内におきましても、今後のサテライトオフィスの在り方について議論をしてまいりました。ただやはりニーズが少ないということで、これをPRしていく方法がなかなか見当たらない、企業誘致の説明会等々の機会もございますけれども、なかなか効果が見込めないということで、現在は実施していないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 細目1点目の質問を終わります。

それでは、細目2点目の質問をしたいんですけれども、改めてお伺いしますが、お試しサテライトオフィス整備事業の目的をお伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

最初にお答えしたとおり、コロナでの働き方の改革、または移住定住の促進、関係人口の創出というのが大きな目的でありますので、それらに沿って事業を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 町のホームページの中にサテライトオフィスのホームページもあると思うんですね。その中で、「主に都市部の企業や個人に貸し出しし、チームビルディングや新規プロジェクトの立案、ワーケーションなどへの活用を通じて、豊かな自然環境を有する那珂川町で働くということを体験してもらい、移住促進や関係人口の創出、産業の活性化を図ることを目的としています」としっかりと明記していますよね。最初に申し上げたとおり、主に都市部の企業や個人に貸し出すと最初にしっかりとうたっているということは、都市部の企業にしっかりとPRというのはもちろん前提の上で目的を上げたと思うんですけれども、都市部の企業に対してはどのような周知活動を行ってきたのかお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

現在のところ、都市部に向けてはホームページのみのPRとなっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ホームページでやっているということなんですけれども、都市部の企業の皆さんに来てもらって、那珂川町というのを体験してもらって移住にもつなげるということなので、ホームページが決して悪いとは私は申し上げないんですけれども、ほかに何か戦略があってもいいと思うんです。例えば那珂川町が都市部で田舎のPRをする機会があると思うんですね、町のブースみたいな。そういうところでもやったりとか、あとは観光協会とか、そういうところにチラシを置いたりとかということは普通だと思うんですけれども、その辺というのは町としてどのように思いますか。ホームページ以外に推進していただきたいと思うんですが。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

今議員がご指摘あったように、町として首都圏に出向いて、PRをする機会がございます。観光PR等がありますので、そういうところでは移住定住のPRパンフレットを配布しているという実績がございますけれども、それと併せましてこちらのサテライトオフィスのPRも行っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひ積極的な活動をお願い申し上げたいと思います。

それでは、細目について2点目の最後の質問をしたいんですけども、昨年の6月26日、総務産業常任委員会の所管事務調査でサテライトオフィスの整備事業を調査いたしました。そのときは忙しい中、課長にもご出席をいただきましてご説明いただきました。そのときに、利用者なしということでしたらしっかりとご報告をいただいているんですけども、常任委員会の意見書としましても、サテライトオフィスの整備事業に対して、事業周知に力を入れるとともに、令和5年度の実績を踏まえて見直しを図りたいと意見書を提出させていただきました。その後、町ではどのような対応を取ったのかお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

6月の所管事務調査以降どのような対応を取ったかということでもありますけれども、こちらの施設について近隣の状況把握等々をしたところ、なかなか近隣でも苦戦しているという中で、どういう対策が取れるか課内でも検討したところでもありますけれども、とりあえずは現状のPR方法を維持していくということでやってまいりました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） なかなかアイデアが出ないということで、町としても苦しんでいるということで、了解しました。

ただ、案が出ないから、人が増えないから、せっかく新事業として立ち上げていただいたんで、私たちもこれから提案させていただきますけれども、町としても何か、お互いに共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、細目3点目については再質問を考えていたんですけども、答弁の中で取壊し

という言葉が出たので、そこにかかるお金は町としては必要ないということなので、リノベーションに関して、その場所をどうのこうのということを今私が言っても、取り壊すんですから、経費の無駄なので、その細目3点については再質問はありません。

細目4点について再質問します。

実は今後についてなんですけれども、6月26日に私らは総務産業で調査に行きました。その時点では、町としては取壊しというのは決定していたんですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

6月26日の時点では、案としてはありましたけれども、決定している段階ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 町として決定したのはいつですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 最終的には庁議等で決定したわけですが、その前に事業計画ヒアリングを9月、その後、新年度当初予算の編成を含めて町長等々の論議を経た後、年明けの庁議において決定という形になっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 年明けということは、今は3月ですから、取壊しの予算は令和6年度予算にのっているということで把握していいんですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

当初予算には取壊し費用及び整備費用、造成費用等々の予算を計上してございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 1月に決定をして、3月の当初予算にのる、これかなりとんとんといっ

ているような状態ですよね、私らはあそこをしっかりと建て直してやっていただけるものと実は思っていました。総務常任委員会にもこの件は一切報告ございません。今、課長の答弁の中で初めて取壊しという言葉が出てきて、新年度予算にもものっていますと言われて、はい、そうですかと私たちは素直に聞ける状態ではありません。どうして常任委員会にこのような大事なことを報告しなかったんですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

常任委員会に報告しなかった理由については、特段隠していたわけではございません。ただ、これらを進めるに当たっては分譲宅地との絡みがありました。後は、このサテライトオフィスを新たな場所で展開していくというところで、いろいろな事案との調整が必要だったということで、常任委員会等々に説明が遅れてしまいました。その点についてはおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 取壊しが決まったということに対してはどうにもならないので、別な場所ということで、サテライトオフィス事業自体は継続するという事で課長答弁いただいたので、次の場所というのはどこなんですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

現在、新たな場所として検討を始めているのは、馬頭総合福祉センターとなっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 馬頭総合福祉センターね、了解しました。

これはスライド式であそこを壊すんですけども、その間のインターバル期間がなく、即そちらで事業を再開できるようなスタンスを取っていただきたいんですけども、そのような計画で私らは把握してよろしいんですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

ただいまの質問のとおり、タイムラグなく対応できる、現在でもそういう対応ができる施設となっておりますので、問合せがあれば、いつでも対応はできる状態になっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 分かりました。

最後に、もう1点質問をさせていただきたいんですけども、このサテライトオフィス事業というのは、コロナだから云々じゃなくて、私らもすごく期待しております。冒頭に申し上げたとおり、近隣では、私が知っている限りでは那須町、那須塩原市、矢板市がお試しサテライトオフィスという形でやっています。矢板市の場合はふるさと支援センター、令和4年8月に駅の西口から東口に移動して、「TAKIBI」という名前で事業をやって、その中の事業内容の一つでオフィススペースの運営をやっています。

ちなみにちょっと調べたんですけども、令和4年8月から新設オープンして、5年7月、約1年間で2,579人の利用があったんです。すごく素晴らしいことですよね。那須町は人数が分からなかったんですけども、現在そこそこ利用はおかげさまでありますよとのお答えでした。

那須塩原市は調べていないんですけども、ただ、2,579名というのは、私から見れば、これは成功事例に値するのかなと思います。もちろんほかの料理教室みたいなものもありますけれども、そういうのも多分延べに入っているんじゃないかと思うんですけども、2,579名ということは素晴らしい数字だと思うので、せっかく近くにそのような成功事例があるんで、そのようなところを自治体としても職員と一緒に行って勉強するというのも必要だと思うんですけども、その辺どうお考えですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

近隣にそのような成功事例があるということでしたので、早急に確認をして、当町に取り入れられるべきものは取り入れて対応していければと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひよろしく願いいたします。

細目5点目については、今後ということで、4点目の中でも課長ともやり取りしましたので、あえて再質問はありません。

大きく2点目のサテライトオフィスについての質問を終わりにいたします。

それでは、最後の空き家対策について質問をいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されております。法の改正によって特定空き家に加えて管理不全空き家も市区町村からの指導勧告の対象となりました。空き家のある市区町村から管理不全空き家や特定空き家としての指導を受け、それに従わない場合には固定資産税の軽減措置が受けられなくなりますよと、このような形ですね。これからの時代、高齢社会が続く中、空き家に対する問題というのは重要課題の一つだと私は思っています。

そこで3点質問します。

町内における空き家の件数についてお伺いをいたします。

2点目、特定空き家の件数についてお伺いをいたします。

3点目、空き家を増やさないために、町はどのような対策をとっているのかお伺いをいたします。

以上3点お伺いします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 空き家対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、町内における空き家の件数についてですが、令和4年度に策定しました那珂川町空家等対策計画によると、空き家等の状況を把握するため、町内全域の空家等実態調査を実施しております。調査時の令和3年12月時点で、馬頭地区に376件、小川地区に208件、合計で584件の空き家を確認しております。

次に、2点目、特定空き家の件数についてですが、現時点において特定空き家に認定された空き家等はありません。現在、那珂川町空家等対策計画に基づき特定空き家等の認定基準の策定を進めるとともに、空き家台帳の整備を実施しておりますので、空家等対策協議会の協議を経て特定空き家を認定してまいりたいと考えております。

次に、3点目、空き家を増やさないための町の対策についてですが、現在、町では人口減少や少子高齢化とともに空き家が増加する中、新たな空き家の発生を抑制するため、空き家等の所有者だけでなく、町内の建物の所有者に対し建築物の適切な管理の必要性を周知するとともに、空き家等に対する相談窓口の案内のほか、空き家取得や改修に対する補助制度、

空き家バンクなどの有効利用について情報提供を行い、空き家対策を実施しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再質問、細目1からさせていただきたいと思います。

現在、那珂川町の空き家は年々増え続けている傾向にあると町は把握していますか。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 空き家の件数の傾向についてでございますが、当町におきましては少子高齢化に伴う人口減少が著しく、これに伴い、空き家の件数は年々増加していると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 空き家の件数を把握するに当たり、どのような調査方法で行っているのかお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 令和3年12月に実施いたしました空き家等の実態調査におきましては、人の住居の用にする建物で、現に住居をせず、もしくは使用していないものを対象として、町職員が外観の目視調査によりまして現地調査を実施いたしました。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 空家等対策措置法の中で、1年以上も誰も住んでいない状態、1年以上何も使われていない状態、そのような状態の住宅を空き家と定義していますが、すごく漠然としています。那珂川町空家対策計画の中で空き家の認定に当たり、明確な空き家等の認定基準が計画されていないんですね、その辺はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 那珂川町空家等対策計画につきましては、空き家法の規定に基づきまして、国の定めた指針に準拠した計画でございます。空き家の定義につきましても空き家法と同様の考えであります。しかしながら、実際の運営におきましては、議員ご指摘のよう

に様々なケースが想定されますので、統一的な基準で判断ができるよう今後は進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひ調査職員が同じ尺度で、同じレベルで見られるようお願い申し上げます。

細目1についての再質問を終わります。

細目2点目について再質問します。

課長答弁の中で、特定空家等の認定で「空家等対策協議会」という言葉が出てきました。具体的にどのようなメンバーでいつ行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 空家等対策協議会につきましては、空家法に基づきまして、空き家等に関する協議を行うために令和4年度に発足してございます。

構成委員につきましては、町長初め地域住民の代表、町議会議員代表、学識経験者、関係機関等の代表による9名で構成されてございます。

協議会の開催時期につきましては、協議すべき案件によりまして随時開催としてございまして、今年度におきましては3月の中旬に開催を予定してございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 3月の中旬ということで、そのときに特定空家を認定すると認識しますが、けれども。

それでは、協議会を開催するに当たり、空き家の台帳整備がないと、しっかりと協議に当たれないんですけれども。台帳整備というのはいつ頃完了する予定なんですか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

那珂川町空家等対策計画に基づきます空き家台帳の整備につきましては、今年度内の整備完了を目標としております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 台帳の整備はなるべく早くお願い申し上げたいと思います。

それに続いて、空き家等の認定基準も計画書の中では明確にされていないんですけれども、そういう基準の策定というのもいつ頃完了するのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

特定空家等の認定基準につきましても、先ほどの空き家台帳と同時に、国のガイドライン、指針を参考にしまして現在基準を定めているところでございます。同じく今年度の整備完了を目標としております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、細目3点目の再質問に入ります。

具体的に空き家を所有されている方に対して、町としてどのような周知を行っているのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

建築物の適正な管理の周知につきましては、毎年4月に発表されます固定資産税の納税通知書に空き家の適正な管理と、それから空き家バンクについてのチラシなどを同封いたしまして周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 町に相談窓口があると思うんですけれども、相談窓口には主にどのような相談があるのですか。普通は専門の方を置いておいて対応を取られると思うんですけれども、その辺をお聞きします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家に係る相談につきましては、空き家等の維持管理、それから周辺に悪影響を及ぼす空き家の駆除であったり、空き家バンクの登録など利活用に関するもの、また相続に関するものなど、専門知識を有するような相談がございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 最後にお伺いします。

那珂川町の空家等対策計画では空き家等の発生制御の中で、空き家に関する総合的な相談体制を整備するとあったんですけれども、総合的な相談体制の中に専門的な法律とか、そういうのがあると思うんですけれども、そういう対応に対してしっかりと専門の方を置くか、職員の方をしっかりと研修させるかということはあると思うんです。その辺をもう少し具体的にお話をいただければと思います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家等に係ります相談内容につきましては、先ほど申し上げましたように様々な、多岐にわたる部分の相談がございます。そのため、空き家等に関する情報を一元的に管理するために、建設課が相談窓口となりまして各関係部局と連携しまして、相談に対応できる体制を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） これからの社会、空き家も増えてくるので、そういう相談窓口体制はしっかりと、できれば減少に持って行っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で、8番、鈴木 繁の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時31分

再開 午後 1時40分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

---

◇ 神 場 圭 司

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問を許可します。

神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 1番、神場圭司。

それでは、通告書に基づき1項目、那珂川町ふるさと大使の活動について、細目6点について、1番、神場圭司の一般質問をさせていただきます。

先月、2月10日に小川総合福祉センター「あじさいホール」で行われた那珂川町ふるさと大使に委嘱されているDJ-Keiさんと菊池元男さんのキャンペーン映画「ありがとう、ばあちゃん」を鑑賞させていただきました。とても心温まるストーリーで、自分も亡くなった母親のことを思い出しました。

前座では、このキャンペーン映画にも出演している栃木県の御当地アイドル、リアル姉妹ユニットのミニライブ、噂では、このアイドルユニットの方も那珂川町のふるさと大使に興味があるとかないとか、真相は定かではないのですが、「ありがとう、ばあちゃん」の主題歌「アイノハナ」を歌っている方は、残念ながら那珂川町ふるさと大使ではないのですが、那珂川町のことをSNSなどで情報を発信してくださっております。

このように、那珂川町ふるさと大使でない方でも、ふるさと大使つながりで那珂川町のことをPRしてくださる方もおります。そのため、那珂川町ふるさと大使の方々の活動内容がどんなものか知っていただきたく、町もふるさと大使の方に何ができるのか、町とふるさと大使がお互い少しでもよくなればと考え、この質問をさせていただきます。

1項目、那珂川町ふるさと大使の活動について、細目6点の質問をさせていただきます。

細目1点目、那珂川町ふるさと大使のこれまでの活動内容とその成果を伺います。

細目 2 点目、ふるさと大使はどのような基準で委嘱されているのか伺います。

細目 3 点目、ふるさと大使に係る町の予算はどのようになっているのか伺います。

細目 4 点目、ふるさと大使の活動に関し、町とふるさと大使の間で具体的な取決めなどがあるか伺います。

細目 5 点目、那珂川町の効果的な P R のため、町とふるさと大使が連携した取組が必要と考えるが、町の考えを伺います。

細目 6 点目、ふるさと大使の存在や活動を町民にも広く知ってもらい、町全体で盛り上げていくべきと考えるが、町の考えを伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 那珂川町ふるさと大使の活動についてのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目、これまでの活動内容と成果についてですが、那珂川町ふるさと大使は平成 27 年の那珂川町合併 10 周年記念行事の一環としまして、町の自然と歴史、文化、産業の誇れる特性や魅力を国内外に広く発信することにより、町の知名度を向上させ、ふるさと那珂川のイメージアップを図ることを目的として始めました。現在、25 名の方を委嘱しております。

大使の任務は、町の観光資源等の P R、町の振興に関する意見、提言及び情報の収集及び町長が必要と認める活動と、那珂川町ふるさと大使設置要綱に定め、それぞれの分野で活動されております。

主には、町主催のイベントへの参加や S N S 等における町の紹介などのほか、町の P R に努めていただいております。

このような活動を通しまして那珂川町の魅力を広く発信することにより、町の知名度が向上しイメージアップにつながっているものと考えております。

次に、2 点目、ふるさと大使の委嘱基準についてですが、設置要綱におきまして本町の出身者、本町に関わりのある者及び町長が必要と認める者と規定されております。本規定に基づき、町出身で活躍されている方や、町の様々な場面において交流されている方などに対しまして、ふるさと大使を委嘱しております。

次に、3 点目、ふるさと大使に係る町の予算についてですが、令和 5 年度の予算は P R 用の名刺印刷代のほか、謝礼としまして町特産品を贈答する予算を計上しております。

次に、4 点目、活動に関し町との取決めについてですが、ふるさと大使の活動に当たって

任務、任期及び報酬等について設置要綱で規定されております。

まず、活動内容についてですが、ふるさと大使それぞれの活動する分野で、任務の遂行に努めていただいております。活動に当たりまして、あらかじめふるさと大使の了解を得た場合には、氏名、肖像等の画像情報を無償で使用することができるとしています。

任期は3年で、再任は妨げないものとしており、本人からの申出があったとき及び任務の遂行に支障があると認めるときは解職するものと定めています。

報酬等は支給しないものとしておりますが、町の依頼による活動に参加するため旅行したときは、旅費に見合う金額を支払うこととしております。

また、活動に資するため名刺などPR資材について、必要と認める物品等を提供するものとしております。

次に、5点目、連携した取組についてですが、ふるさと大使は町との交流事業を推進するに当たり、中心的な役割のほか、町のPRと併せて認知度向上を図るため、重要な役割を担っていただいております。特に観光面においては、宿泊事業者とも連携し、大使から紹介された宿泊者へのサービス向上を依頼し、入り込み客の増加やリピーターの増加に努めており、実際、大使から宿泊者を紹介いただいたケースもあります。

また、要望があった場合、町の観光パンフレットやイベントチラシを送付し、お知り合いの方に配布をしていただくなどしております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時減少した観光客入り込み数の増加が今後の課題の一つでありますので、引き続き大使と連携を図り、町の認知度向上を目指しながら観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、6点目、ふるさと大使の存在や活動を町全体で盛り上げていくことについてですが、ふるさと大使の存在や活動を町全体で盛り上げていくためには、ふるさと大使の活動を知っていただくことが重要だと思っております。

現在、ふるさと大使は町出身者で活躍されている方や当町と以前より交流されている方などに委嘱し、町ホームページで紹介をしています。ふるさと大使の活動については、情報をいただき、町広報でお知らせするほかにも、ふるさと大使が関連するポスターやチラシ等については、役場などで掲示をしております。

また、大使自らSNS等を通じ情報発信し、活動内容を周知いただいております。

今後も、ふるさと大使の活動が広く町民に広がり、町全体での盛り上がりにつながるよう、引き続き町ホームページや町広報、ケーブルテレビ等を通じ、広く周知に努めてまいりたい

と考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、細目1点目の那珂川町ふるさと大使のこれまでの活動内容とその成果についての再質問に入りたいと思います。

那珂川町ふるさと大使に委嘱されている方々から定期的に活動報告を受けているのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと大使の活動に当たりましては、定期的な活動報告は受けておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 那珂川町ふるさと大使設置要綱の第2条（2）で本町の振興に関する意見、提言及び情報の収集とありますが、町からは活動報告などは求めないのですか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと大使の活動につきましては、必要に応じてSNS等で確認する場合がございます。町に対して活動報告は求めてはおりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目1点目については了承いたしました。

続いて、細目2点目の再質問に入ります。

細目2点目、ふるさと大使はどのような基準で委嘱されているかについて再質問に入ります。

これからも、ふるさと大使を増やしていくのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど答弁したとおり、ふるさと大使は設置要綱におきまして本町の出身者、本町に関わりがある者及び町長が必要と認めた者と規定されておりますので、今後も要件に該当された方で適任な方がいらっしゃいましたら委嘱を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） ふるさと大使を自ら辞める方はいるのですか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

今まで本人の申出により、一身上の都合により辞められた方はいらっしゃいます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 那珂川町ふるさと大使設置要綱第4条、大使の任期は3年とする。ただし、解任は妨げないとなっておりますが、3年たったときに、ふるさと大使本人に意思確認はされていますか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

任期は3年となっております、任期が近づきましたら、原則、本人に意思確認をすることとしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目2点についても了承いたしました。

続いて、細目3点目の再質問に入ります。

細目3点目、ふるさと大使に係る町の予算はどのようなになっているかの再質問に入りたいと思います。

決算で支出されている報酬品費はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、活動の謝礼としまして、町のPRにつながるよう町の特産品を中心に選定しまして贈答しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 特産品なんですけれども、具体的に1人幾らぐらいの特産品なのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

毎年度、おおむね3,000円から5,000円程度を予算の範囲の中で検討しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 何名分の報酬品費として支払っているのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

25名のふるさと大使のうち連絡が取れました21名の方に贈答させていただいております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 答弁にもあったんですけれども、連絡が取れないのはどうしてなのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

通知等を差し上げても宛先が不明で戻ってしまうケースがございます。先ほども申し上げたように、名刺などを送るわけですが、こちらが戻ってきってしまうといったケースがございます。その後の追跡調査というのは行っておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目3点目についても了承いたしました。

続いて、細目4点目の再質問に入ります。

ふるさと大使の活動に関し、町とふるさと大使の間で具体的な取決めなどがあるかについての再質問に入りたいと思います。

町の情報を、委嘱されているふるさと大使とどのように共有されているのか、町がPRしてほしい情報をどのようにアップデートしているのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

那珂川町との交流事業やふるさと大使の活動等に際しまして、機会がありましたら情報を共有し、情報を交換しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 先ほど答弁の中で、機会がありましたらとありましたが、機会とはどのような機会が訪れたらですか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと大使とは各事業、イベント及び交流事業等でお会いする場合がございます。その際に情報交換をしているような状況でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目4点目についても了承いたしました。

続いて、細目5点目の再質問に入ります。

那珂川町の効果的なPRのため、町とふるさと大使が連携した取組が必要と考えるについての再質問に入りたいと思います。

町が定期的に委嘱しているふるさと大使と話合いの場を設けているのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

定期的な話合いの場というものは特設設けておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 町が委嘱しているふるさと大使に、年に一度那珂川町に来てもらい、情報の交換、情報の共有をして活動の内容を充実させていくべきではないでしょうか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、ふるさと大使との情報交換・情報提供については、必要に応じてメールやSNS等で行っております。町、ふるさと大使、それぞれの情報を共有することは重要だと思いますので、全体的な場が必要かも含め、方法等につきましては今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目5点目についても了承いたしました。

続いて、細目6点目の再質問に入ります。

ふるさと大使の存在や活動を町民にも広く知ってもらい、町全体で盛り上げていくべきについての再質問に入りたいと思います。

町の広報やケーブルテレビなどでふるさと大使の方々情報も町で発信して、お互いに応援すれば盛り上がると思います。例えば、初めの答弁があったとおり、那珂川町にはケーブルテレビがありますので、ケーブルテレビの番組の中で那珂川町ふるさと大使の方々を紹介するコーナーを設けて、那珂川町の方々に親しみをさせていただくのはどうでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと大使の紹介につきましては、ふるさと大使から情報をいただければ積極的にケーブルテレビで紹介をしてまいりたいと考えてはおります。

今後、ふるさと大使の皆様の情報発進方法につきまして、SNS等の活用をはじめ広く検

討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 那珂川町の方もふるさと大使の活動内容や、どんな方がいるのか周知するいい機会でもありますし、ふるさと大使の方々も自分のPRなどもでき、町も、ふるさと大使の方もお互いに応援できると考えます。何か特典があれば、那珂川町のふるさと大使をやってみたいという方が増えていくかもしれません。増えていけばいくほど、増え過ぎても問題はありますが、それだけ那珂川町をPRしてくれると思います。

そこで、町長に質問させていただきます。

ふるさと大使の方々に町からはお願い事が多いので、何か町として返礼品だけではなくて特典など、例えば那珂川町ふるさと大使を集めたフェスとかできないでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 神場議員からふるさと大使につきまして大変ご心配をいただきまして、ありがとうございます。

この制度、平成27年に発足しまして、来年で10年がたとうとしております。ただ、終息気味になっていますけれども、コロナ禍の中で一部、活動や情報交換等が途絶えていた時期もございます。那珂川町では「那珂川元気フェスタ」というイベントをやっています、そのイベントは那珂川町のA級食材を皆さんに食べていただくイベントでございましたが、そういう中にパフォーマンスとして、ふるさと大使の方、あるいは別の団体の方等も来ていただいて、たくさんの町民の方に見ていただき、一緒に歌って踊っていただいた時期もございます。

コロナ禍になりまして、この元気フェスタを無観客で、「あじさいホーム」の中でお客さんを入れなくて、ふるさと大使をはじめパフォーマンスをやる方を集めて、その方々もコロナ禍で大変な状況にあるので、そういう支援というものもございましたが、それをケーブルテレビで一日ずっと中継をして、町民の方に楽しんでもらった時期もございます。

しかしながら、ここへ来て、もう10年もたちます。ふるさと大使の中には、先ほど課長の答弁にもありましたように、25名、委嘱して連絡が取れない方もいると、そういう方が本当に活動を停止しているのかどうかも、まだ確認はしていない状況にありますが、当初の住所

にはいらっしやらない、これは確実だと思います。

ですから、3年に一度意思の確認をしてと申しましても、10年というのは節目のときであります。その中で、このふるさと大使の制度を根本的に見直す、あるいは大使の方々からのご要望等をしっかりお伺いして、また町民の方にも意見を伺い、今後の活動、大使になる方について検討していく時期にも来ている、このように考えております。

ただ、私としましては、このふるさと大使の方々は、ご自分の活動の中で町のPRをしてくださっているわけでありまして。町からこういうことをやってくださいと申し上げてやっていただいているわけではなくて、町のPRはしてくださいですけれども、それ以外の規制はございません。ご自分の活動の中で話の端々等に那珂川町のことをPRしていただく、あるいはご自分のお知り合いの方をたくさん町の宿泊施設等に勧誘していただくという方もたくさんいらっしやって、既に100人を超える方を連れてきてくださった方もいらっしやいます。

そういう中で、今度は新しいふるさと大使が活動しているかと思っておりますので、そういう方の処遇も含めて、神場議員からこういうご質問が出たことを町としましてもいい方向に捉えまして、今後の活動についてしっかりと研究、検討してまいりたいと思っておりますので、ご提案がございましたら、ぜひお寄せいただければありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） ふるさと大使の方の活動のモチベーションも上がると思っておりますので、ぜひ検討、導入お願いいたします。

次に、大田原市では市のホームページでふるさと大使のプロフィール、写真、一言が掲載されています。掲載して、ふるさと大使を応援することは、とてもいいことだと思いますので、那珂川町でも取り入れていくべきと考えます。町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと大使のプロフィールについてですが、現在、町のホームページで紹介をさせていただいております。内容の充実につきましては、他の自治体の事例等、議員がおっしゃったような大田原市というところを参考に検討してまいりたいと思っております。プロフィールを充実させることによって町民との交流の場につながるようなこともございますので、どういう分野で活躍できるかとか、そういった内容も含めてもう少し自己紹介のプロフィールを

充実させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目6点目についても了承いたしました。

ふるさと大使の活動について、今後とも検討、検証していただくということで、これからもお願いいたします。

以上で、1番、神場圭司の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

---

◇ 高 野 泉

○議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問を許可します。

3番、高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 3番、高野 泉です。議長の発言の許可をいただきました。

通告書に基づき3項目の一般質問をいたします。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

町は、那珂川町防災管理において那珂川町地域防災計画を地域における防災活動の指針として作成されております。これに基づき質問をいたします。

さて、2024年元日に起きました能登半島地震で被災されました方々に対しまして、心か

からお見舞いを申し上げます。早急の復旧・復興を願います。

地震から2か月がたちました。孤立集落も徐々にではありますが解消されております。

一方では、いまだに上下水道の復旧がされていない地域や、長期化により避難先での環境問題、廃棄物の問題、道路、水道、電気等のインフラの復旧、ボランティアの受入れなど復旧・復興にはまだまだ時間がかかると思います。

地震が起きたのは元日の日没前でした。行政など対応人員が最も不足するときです。日没後の被災状況の把握は困難になります。災害のうち約8割が時間外、平常時ではない夜や休日に起きます。時間外に被災が起きても対応できる対策も必要になります。そして、この地震での課題も明らかになってきております。

そこで、この地震での課題を踏まえて、3項目についてお伺いします。

1項目め、地震発生時における町の初動対応について伺います。

2項目め、地震発生後の応急対応について伺います。

3項目め、地震災害への備えについてお伺いします。

それでは、1項目めの質問をいたします。

2015年、内閣府は市町村のための業務継続計画作成ガイドを作成しました。業務継続に必要な6要素を核とした計画です。行政が被災するような大きな災害時にも適切かつ迅速に非常時の優先業務を遂行できるよう住民のニーズに応えられるとあります。

そこで、業務継続に必要な2点の細目についてお伺いします。

細目1点目、震度7クラスの地震が発生した場合、町職員の参集を含めた庁内の初動対応について伺います。

細目2点目、震度7クラスの地震が発生した場合、町民をどのように避難させるのかお伺いします。

以上です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 地震発生時における町の初動対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、町職員の初動対応についてですが、町では那珂川町地域防災計画に基づき、災害時または災害発生のおそれがあるときの職員の行動を示した「那珂川町災害対応マニュアル（職員編）」を作成しております。その中で、町内に震度6弱以上の地震が発生したときは自動的に災害対策本部が設置され、全職員で被害状況の把握や復旧対応、避難所の設置

や運営など、災害応急対策を実施するとしております。

次に、2点目、町民をどのように避難させるのかについてですが、大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合、災害対策基本法に基づき被災者が一時的に避難生活を送るための場所として避難所を開設いたします。町では39か所の避難所を指定しており、被害の状況や施設の状況を踏まえ、避難所開設を行います。避難が必要な方に対し、避難所開設の情報については、速やかに音声告知放送やなかナビ等を通じてお知らせすることとしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） それでは、細目1についての再質問をいたします。

答弁ではマニュアルがあるということで、職員対応のマニュアルを生かすということを答弁いただきました。その中で、緊急時に重要な意思決定に支障を生じないことが不可欠だと思います。

そこで、町長が不在の場合、職務の代行順位としてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急時に町長が不在の場合、職務の代理ということでございますけれども、震度7クラス以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置したとき、町長が不在の場合の職務の代理順位でありますけれども、副町長が本部長を代行いたします。副町長も不在の場合は総務課長が行います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 代行の順位が決まっているということで、安心をいたしました。

次に、本庁舎なんですけど、こちらが使用不能となった場合、執務場所となる代替の庁舎を定める、防災拠点についてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

本庁舎が使用不能となった場合、防災拠点はどこになるのかという質問でございますけれども、災害対策本部が設置できない場合は、被害の状況にもよりますけれども、馬頭総合福祉センターまた小川総合福祉センター、または那珂川消防署のいずれかに災害対策本部を設置することとなります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 災害拠点、重要な拠点になりますので、被災した場合は第2、第3というようなことを踏まえて対応に当たっていただければと思います。

次に、本庁舎の停電に備えた非常用の発電機とか燃料、または業務を遂行する職員のための水や食料についてどのようになっているか、伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

本庁舎が停電になった場合、非常用発電機や燃料はどのようになっているのかというご質問でございますけれども、非常用発電機は備えてございます、72時間稼働が可能でございます。また、職員の食料につきましては100人分を想定いたしまして、3日分を確保してございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 食料、電気を確保されているということで、長期になった場合の対応も考えなくてはいけないのかなというふうに思います。

次に、防災会議ということがあるんですが、この防災会議はどのような場合に開催するのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 防災会議はどのようなときに開催するのかというご質問でございますけれども、これにつきましては防災会議の条例というものがございまして、主にそこに地域防災計画の策定や、改定する場合、防災に関する重要事項を審議いただくときに開催をしてございますので、通常は開催はしてございません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 1点なのですが、その開催の重要事項という内容は、具体的にあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

重要事項とはという質問でございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、地域防災計画の改定が主な会議の内容でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 防災会議の中の地域防災計画ということは非常に防災に関する指針になりますから、重要な事項という部分は、もうちょっと具体的な部分で会議ができるような状況をつくっていただけると安心ができるのかなというふうに思われます。

次に、職員の自宅の対策も必要ではないかと思いますが、遠距離通勤者の時間外の参集も課題だと思います。職員の出勤困難時の対応はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の出勤困難など時の対応ということでございますけれども、マニュアルでは、道路が交通止めとか交通途絶などによりまして職員が本庁舎に参集できない場合は、基本は参集するという事になってございますけれども、町内の別の公共施設または避難所に参集して、そこで活動に当たるということになってございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） マニュアルがあるということで、そのマニュアルを検証していただいて、有事の際、実行できるようお願いしたいと思います。

細目1の再質問は終わりにいたします。

次に、細目2の再質問をいたします。

避難場所を開設ということですが、災害発生時、通常昼間と時間外、夜の体制についてはどのような体制で対応するのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害が発生したときの夜間の参集の件でございますけれども、職員には夜間に限らず参集するということになってございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 分かりました。

夜間も同じように、これはマニュアルで行動するということだと思っておりますので、そちらも対応していただきたいなというふうに思っております。

次に、ペットの同行避難について伺います。

同行避難をした場合、避難所でのペットの対応というのはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

ペットの同行避難の場合の対応でございますけれども、避難所は多くの方が避難することを想定してございます。中にはアレルギー等の方もいることを考えまして、現在、避難所においてはペットの受入れはしていない状況でございます。衛生管理の面から避難所の外での対応をお願いしているところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） ペットも家族と一緒にというような考え方がありますので、ペットの同行避難先の対応については、十分に配慮されるべきだというふうに思います。今後の課題として取り上げていただければありがたいと思います。

それと、こちらは避難をする方も日ごろから災害に遭うということを念頭に、自らペットに対してのしつけ、キャリーバッグの中に入れても問題ないとか、日ごろからのそういうしつけについても周知のほうよろしくお伺いしたいと思っております。

次に、業務の継続計画作成ガイドというのは町にはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

業務継続計画の作成ガイドはあるのかというご質問でございますけれども、町では災害発

生時に当たっても優先的に実施をしていかなければならない業務が行えるように、令和3年の3月に那珂川町災害時業務継続計画というものを作成してございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 作成ガイドが作成されているということで、了承をいたしました。

行政が被災する大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるよう、住民のニーズに応えられるようお願いしたいと思います。

以上で、1項目めの質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、2項目め地震発生後の応急対応についてお伺いをいたします。

震度7クラスの地震発生後、町の対策として避難所の開設や設置やその対応、また、幹線道路が途絶し、集落に至る道路が寸断するおそれがあります。全てが塞がれ、人流と物流が途絶え、救援救助支援が困難になります。また、行政間での受入れ体制について細目3点についてお伺いをいたします。

細目1点目、地震により水道管や道路が被災した場合、復旧までの応急対応についてお伺いをいたします。

細目2点目、地震により、町内で孤立集落が発生した場合、町の対応策についてお伺いを足します。

細目3点目、対口支援への対応について、受入れのための体制は整備されているかお伺いをいたします。

以上3点です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 地震発生後の応急対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、水道管や道路が被災した場合の応急対策についてですが、町が管理する道路で、小規模な被災であれば、維持管理業務委託により、業者が応急的な修繕等を行い、対応することとなります。また、大規模な被災を受けた場合は、通行止めとし、迂回措置などの対応が必要と思います。

水道管は点検調査を行い、漏水が確認された場合には、修繕で対応することとなります。また、水道本管など、大規模な漏水で長時間の断水となる場合については、給水車等により対応することとなります。

次に、2点目、孤立集落が発生した場合の対応策についてですが、地震の規模や那珂川町

を含む周辺の状況等により内容が大きく変わりますが、能登半島地震の状況を見ますと、被害が小規模の場合は、道路等の復旧を待つ方法で非常食等の支援物資を送致する体制を整えております。また、被害が大きい場合は、自衛隊のヘリコプターを利用した集団避難などの対応が行われました。当地域でも、同規模の被害が出た場合には、同様の対応を行っていきたいと考えております。

次に、3点目、対口支援の受入れ体制の整備についてですが、対口支援は被災地からのニーズを被災地の重荷にならないよう、自己完結的に支援を行う制度であり、令和6年能登半島地震において、栃木県は国から石川県穴水町の対口支援団体の指定を受け、住家被害認定調査業務や、罹災証明書の発行業務、避難所運営支援業務などに各自治体から職員を派遣しているところであります。

今回の派遣においても、被災地の重荷にならないよう、派遣職員を取りまとめている栃木県が、派遣職員の宿泊地を金沢市内に設定するなどの対応が行われております。

対口支援は、被災自治体の業務を他の自治体に支援してもらう制度であるため、平時の段階で体制を整えるものではなく、被災状況に応じた支援策が決まった後に受入れ体制を整備してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、地震により水道管や道路が被災した場合の対応策ということで答弁をいただきましたが、インフラ復旧が長期化した場合、この場合の対応というのはどうするのかというのを伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

長期化した場合の対応はどのようになっているのかということでございますけれども、水道管で申し上げますと、町だけの給水、また復旧活動が困難な場合は、災害対策本部を通じて、国や県、それから他市町や関係団体への応援要請を行ってまいります。

また、全国の水道事業者が加盟する日本水道協会においても、人的、それから物的な支援が受けられる体制となっております。

それから、道路に関してでございますけれども、国道や県道が被災した場合は、やはり迅速に対応していただくように、県に情報提供いたしまして、併せて町の道路等の状況も共有

してもらおうということでございますけれども、通行止めなど長期化した場合は、被害の状況にもよりますけれども、まずは災害発生したことによって、人命、それから財産の保護について困難を来し、公共性、緊急性などの場合は、知事に対しまして自衛隊の要請をすることなど対応していくことになると思われれます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 避難生活を考えたときに、1週間というところが分岐点かなというふう  
に考えられます。その間に道路、水道、インフラが復旧できればとは思いますが、長期化  
した場合というのも考えられますので、ぜひ情報収集というところ、あるいは要請、国・県そ  
ういうところにすぐに要請ができる情報収集を素早くやれるような体制をつくっていただき  
たいと思います。

次に、先ほども言ったんですが、3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄があるという  
ことなのですが、こちら長期化した場合、どう考えておられるのか、考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

備蓄品につきまして、3日分であるということございまして、それが長期化した場合の  
対応はどうするのかということでございますけれども、長期化した場合は、やはり町単独で  
は十分な災害応急対策が実施できないと思われれます。

そこで、やはり現在、県内全市町と協定を結んでおりまして、相互連携して必要な応援を  
実施する体制を整備してございます。

その他県内外との災害時の応援協定を締結しており、平時より連携体制の強化に努めてい  
るところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 連携体制という答弁をいただきました。十分に連携を図って、長期化を  
したときの対応ということで、計画の中にも盛り込んでいただければいいなと思います。

次に、避難生活になるんですが、避難生活の中では、水が必要不可欠ということになりま  
す。備蓄として飲料は1日3リットル1人必要とされております。そのほかにも生活用水と  
して、合わせて16リットルが1人必要だと言われております。トイレ、あるいはキッチン、  
炊き出しとか、そういう部分含めると、3リットルはただの飲み水だけと、生活用品として

は16リットルというふうに言われております。そこで、防災、災害時の協力井戸についてお伺いをいたします。

災害時の協力井戸とは、大規模な地震等、災害が発生したときに、身近な場所での生活用水を確保するために民間の井戸の所有者または管理者のご厚意により、近隣の被災者へ井戸水を共助して無償提供していただく井戸のことをいいます。

災害時協力井戸について、町はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害時協力井戸についての町の考えでありますけれども、大規模な災害が発生をして、水道の給水が停止した場合、被災者へ飲用以外の生活用水を無償で提供していただける井戸でございまして、事前に議員おっしゃるように、災害時井戸として登録しておく制度でございます。

災害時有効なものであると考えておりますので、今後その内容について調査研究していく必要があると考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 災害時に水道が断水した場合に水の確保ということで、井戸の重要性を考え直すというときにはあると思います。

近隣の市町も実際に登録制というところを既に行っている自治体もございまして、ぜひ参考にしていただいて、那珂川町にその制度が適するかどうかも含めて検討をしていただきたいと考えております。

細目1の再質問は終わりにいたします。

次に、細目2点目の再質問をいたします。

地震により孤立集落が発生した場合の対応ですが、孤立するおそれがある地域の道路、橋脚等の強靱化についてはどのように考えているか、伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

孤立するおそれがある道路または橋脚等の強靱化についてのご質問でありますけれども、地震発生時に発生をする土砂災害により、孤立する可能性がある地区につきましては、相当数あるのではないかと想定してございます。交通等の途絶が生じた場合、被害状況の把握が

困難でありまして、救助、それから避難物資輸送など必要となります。

現在、町におきましては、耐震化の必要な橋梁や、それから水道管、下水道管など、それぞれ年次計画によりまして強靱化を図っているところがございます。また、土砂災害危険箇所につきましては、県の事業によりまして、急傾斜地事業によりまして対策が講じられてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 孤立するおそれがある道路ということで、強靱化、耐震化を優先的にやっていたらと考えます。

次に、町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資の輸送をヘリコプターによる空輸により実施することとなるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努めると計画の中にあります。

そこで、離着陸場というのは那珂川町はどういう状態なのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヘリコプターの離着陸場でございますけれども、町内には5か所ございます。計画では、小川箒橋下流、それと、小川総合福祉センター、それから那珂川警察署、馬頭運動場、それから北向田運動広場、以上5か所でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 災害時に孤立化するおそれのある地域、こちらに十分配慮をいただきまして、離着陸場の整備をお願いしたいと考えております。

次に、細目3点目の再質問に入ります。

対口支援についての答弁がありました。対口支援に行くという考えの答弁だと思っておりますが、逆に対口支援を受ける側、受援体制です。こちらの整備についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

対口支援の受援体制の整備というご質問でございますけれども、先ほども答弁させていただきました、対口支援というものは被災地からのニーズを被災地の重荷にならないように支

援を行うという制度でございまして、国が対口支援場所を決めるということで、対口支援を決めたところが支援を行うということで、その自治体の受入れ体制は、被災を受けた自治体というか、県で対口支援を行うという制度でございまして、町独自としての受入れの整備はないと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 対口支援ということに関しては、熊本地震のときからそういう制度が国のほうでつくられたと、国主導あるいは県主導というような支援策になっております。ただ、受入れのための体制整備というのは、やはり被災した場合、混乱をするという状況もありますので、困難な状況の中で、支援と受援というところを合致させるために日ごろから整備のほうを考えていただきたいと思います。

また、応援を受け入れるということを前提で普段から防災の研修とか訓練というところも見据えて対応していただきたいと考えます。

以上で、2項目めの質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、3項目めの質問に入ります。

3項目め、地震災害への備えについてお伺いをいたします。

予防防災については、重要な事項であります。備えについての対応で被害の状況を大きく影響を及ぼしてしまいます。また、教育の場で防災教育も求められていると、そして能登半島地震においては、住宅の耐震化について課題が改めて浮き彫りになりました。

そこで、地震防災の備えについて、細目3点についてお伺いをいたします。

細目1点目、行政区における地震を想定した避難訓練の実施状況について伺います。

細目2点目、町内の小・中学校において、防災教育がどのように行われているのか、お伺いをいたします。

細目3点目、住宅の耐震化向上に向けた町の取組についてお伺いをします。

以上です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 地震災害への備えについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、行政区における避難訓練の実施状況についてですが、行政区で実施している避難訓練の実施について、地区防災計画の策定に併せて避難訓練を実施した行政区はございましたが、近年では、行政区単位で避難所設営や運営などの講習会、防災士による防災講演

会などを通じた防災意識向上のための取組がなされております。

町では、令和2年度から行政区などを単位とした地区防災計画の作成を進めており、現在までに7つの行政区が策定または作成しているところです。既に計画策定をした行政区では、地区で定めた避難箇所や避難の内容について周知し、共通認識を図っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ご質問の2点目、町内小・中学校における防災教育についてお答えいたします。

学校における防災教育は、様々な危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一環として、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを目指し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育活動全体を通して行っております。

地震災害への備えにつきましては、各学校において避難訓練を計画的に実施しております。子どもたちが危険を認識し、状況に応じた的確な判断の下、自らの安全を確保するための行動が取れるようにするため、発達段階に応じた指導を行っております。

来年度は、大規模災害の発生を想定し、馬頭小、馬頭東小、馬頭中の馬頭中学校区、小川小、小川中の小川中学校区それぞれで小中合同の保護者への引き渡し訓練を計画しているところです。

以上であります。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ご質問の3点目、住宅の耐震化向上に向けた町の取組みについてお答えいたします。

当町の住宅耐震化率につきましては、過日の新聞報道にもありましたように、2020年度末において70.8%と、県内平均の89%に対して低い状況にあります。町では、耐震化向上に向けた取組といたしまして、耐震化が必要な住宅に対して、耐震診断、耐震改修、耐震建て替えの補助金を交付しております。また、町・県職員及び耐震アドバイザーによる戸別訪問により、耐震化の必要性、補助制度の周知などを個別に説明し、耐震化の向上を図っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） それでは細目1点目について再質問をいたします。

答弁では、7つの行政区に対して計画を作成しているというような答弁であります。訓練の実施については具体的にいつごろやるかというところについて考えはあるか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

他の行政区における実施についてでございますけれども、現在7つの行政区が地域防災計画を策定してございます。その中で、避難訓練をいつ実施するかというのは現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 7つの行政区に対しては、計画は策定されていると。他の行政区についても進行中というところよろしいのでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

他の行政区についてどのようになっているのかとご質問でございますけれども、他の行政区につきましては、この地域防災計画は重要な有事の際の指針ということになりますので、各地域で組織していただくよう、今後も引き続き各地域に積極的に周知をして、策定に向け取り組んでいきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 防災計画の中の防災訓練というところを積極的に行って、災害時の対応力の向上に努めていただきたいと思います。また、その避難訓練に対しての評価をしていただいて、必要に応じて初動対応の体制等の改善を図る訓練というような位置づけで災害時の対応を検証して改善していくことが大切だと思いますので、ぜひ積極的に訓練を計画、実施をお願いしたいと思います。

細目1点目の再質問については終わります。

次に、細目2点目の再質問をいたします。

学習指導要領の中で、防災教育というところを踏まえて実施していることと思います。避難訓練というのは毎年実施をしているという状況は分かったんですが、それ以外のところ、具体的にはどのような教科でどういう教育をしているのか、またどのぐらいの日数、時間を

取っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

小・中学校では、学校教育全体を通して、生きる力を育む安全教育を行っております。特に社会科、理科、生活科、技術家庭科、保健体育科においては、安全教育に関する内容を含む単元も設定されております。

特に小学校5年生の社会科では、これまでに発生した自然災害の状況や防災対策などを理解するとともに、自然災害から自分の命を守るための備えについて考えるような授業も行っております。

日数や授業実数については、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 避難訓練以外というところでいろんな教育をしていると。実際に子どもたちに震災災害のときの対応ということで教育をされているということだと思います。ぜひ継続的に教育をしていただいて、災害時の対応ということを念頭にして教育していただきたいというふうに思います。

次に、答弁の中で引き渡し訓練を計画をしていますということなのですが、実際にどのような計画なのか分かればお教え願いたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 引き渡し訓練についてのご質問にお答えいたします。

現在は学校単位で引き渡し訓練を行っております。例えば授業参観などがあった際に実際に児童生徒の引き渡しの手順や流れを確認するために、引き渡し訓練を実施しておりますが、来年度につきましては、兄弟がいる場合ですとか、避難経路といいますか、小学校から中学校へ行く際の道路状況などを想定しまして、合同で保護者への引渡し訓練を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 引渡し訓練ということで、時間内、その中での引渡しということの想定だと思いますが、実際に災害起きたときに、保護者が迎えに来られないという状況も考えられると思います。その場合、長期的に預からなくてはいけない、あるいは避難先に誰かが対

応しなくてはいけないという状況にもなりかねないと、訓練の中にそういうところを取り入れた想定外の場合を考えた訓練というところも想定して計画の中に盛り込んでいただければと思います。

細目2点については以上で終わりにしたいと思います。

次に、細目3点目の再質問に入ります。

住宅の耐震化について町の取組ですが、先ほど答弁にもありましたように、耐震の診断、あるいは耐震の改修、耐震の建て替えの補助金の交付ということで対応をしているという答弁をいただきました。

その中で、助成について周知はどのようにされているのか、補助金ですね、これをどのように周知されているのか、これを分かっているのかというのを教えてください。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

制度の周知についてですが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、町の担当者と県の担当者に加えた耐震アドバイザーの同行によりまして、戸別訪問を実施しております。その際に、耐震が必要なご家庭に制度の周知を行うとともに、町のホームページまた広報等でも周知してございます。

なお、今後の取組といたしまして、3月の中旬に役場庁舎におきまして、県と町と合同による住宅の耐震の無料相談会を実施する予定でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 周知のほう十分に周知をしていただいて、補助金というところに対応していただきたいと思います。

具体的には能登半島地震が元日におきまして、その後の耐震相談等は実際にあるのか、あればどのぐらいあるのか、教えていただきたいんですが、増えているのかどうかという状況。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

能登半島地震後の耐震に対する相談ということですが、今のところ地震後の相談はございません。ただ、令和5年度につきましては、耐震化の補助金は、個人負担なしとしておりまして、通常年間1件程度の申請ではございましたが、今年度につきましては7件、耐震診断の補助の申請をいただいているということで、住民の皆さんの耐震に対する取組に対する関

心がうかがえるところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 次の再質問を行います。

防災拠点、指定避難所ということで39か所あるということなのですが、この避難所の耐震化の状況についてお教え願います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

避難所の耐震化の状況ということでございますけれども、39か所が指定避難所となっております。そのうち、約6割が耐震化されてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） そうすると、残り4割は耐震化に不安な部分があるということなのですが、こちら早急な対応が必要かというふうに感じるのですが、そちらについてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

残りの4割がまだ耐震化されていないという状況でございますけれども、やはり耐震化には多額の費用等がかかりますので、年次計画等で実施できるか、それともその指定避難所という指定を今後どうしていくかというのも一つの課題ではございますけれども、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 避難所という性質から、こちらもう猶予がないというふうを感じるころではあります。早急な対応をしていただければと思います。

公助としては、できる限り災害前に対応活用することが効果的だと感じております。また、災害時に重要な役割を果たす緊急輸送道路沿いの建物の耐震化については早急に対応するべきと考えます。

災害時のみならず平時から、またそれぞれが自分の住まい、耐震性を高めるような家具の固定とか、そういうところの周知もできるだけしていただいて、耐震化というところの意識

づけをしていただければと思っております。

災害発生時の初動対応や、避難所の生活環境整備、通信、予防防災など、多岐にわたる課題があると思います。それぞれに対して、計画やマニュアルを作成していると思いますが、実際に起きたときを想定した訓練が非常に重要だと思います。実施に向けて取り組んでいただきたいと要望いたしまして、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

○議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分